

図書館現職者のための体系的研修の試み ～上田女子短期大学「図書館職員学び直し講座」の場合～

市川恵理

平成25年 3月

筑波大学大学院

図書館情報メディア研究科

図書館流通センター図書館経営寄附講座

刊行のことば

近年の地方自治体経営の変化に伴い、いわゆる New Public Management (NPM) の考え方が重視され、地方自治体の組織にそのような新しい経営方法が導入されつつあります。公共図書館等においても、NPM 手法の導入が議論され、市民、地方自治体、企業、NPO の連携による「新しい公共経営」の展開も行われつつあります。

このような状況の中で、株式会社図書館流通センターのご寄附により、新しい公共経営を理解した図書館経営管理者を養成することを目的として、平成18年度に『図書館流通センター図書館経営寄附講座』を本研究科に設置しました。この寄附講座は3年間の予定でスタートしましたが、本講座の重要性を強く認識された寄附者のご意向により平成27年度までの10年間に延長されました。

本寄附講座設置の同時に、公共経営論、公共サービス論を担当する2名の寄附講座教員と本研究科の教員とが連携して、図書館経営管理者の養成を行うべく、「図書館経営管理コース」を開設しました。この6年間で89名が修了し、そこで得た知識を実際の公共図書館経営等に生かしています。

ところで、我が国の図書館経営における公共経営手法の導入は、まだ十分な発展を遂げているとはいえません。このため実践面での努力、人材養成とともに、公共経営、公共サービスに関する研究を進め、理論、方法論、実践の諸側面での調査、研究を積み重ねることが重要です。そこで、本寄附講座は、図書館を含む公共サービスと公共経営に関する実践的研究を進めることをもう一つの柱としています。

本報告書は、平成23年4月からの2年間、寄附講座教員として調査、研究に携わってきた市川恵理准教授（公共サービス論担当）の研究成果をまとめたものです。公共図書館にかかる政策や人材養成に関する研究調査の結果がまとめられていますので、図書館経営管理にかかわる多くの方々にご高覧いただき、教育・研究・実務等の参考にしていただければ幸いです。

本研究科では、引き続き「図書館経営管理コース」と、公共経営、公共サービスに関する研究の充実と発展に努めて参ります。最後になりましたが、本寄附講座を設置いただいた株式会社図書館流通センター、および寄附講座の設置・運営にご尽力いただいた関係者の皆様に深くお礼申し上げます。

平成25年3月
筑波大学 図書館情報メディア研究科長
溝上 智恵子

目 次

図書館現職者のための体系的研修の試み ～上田女子短期大学「図書館職員学び直し講座」の場合～	3
地域政策研究と公共図書館	23
研修資料 「司書資格取得のための大学における履修科目の制定について」	33
株式会社図書館流通センター（TRC）の研修に関するヒアリング調査報告	51
国の図書館政策の動向	57
筑波大学知的コミュニティ基盤研究センター・図書館情報メディア系主催 KPW 公共図書館のこれからの考えるワークショップ ～知の交流・創造・発信を楽しみ、元気なコミュニティを育む知的広場～ (2013年2月22日 開催)	79

図書館現職者のための体系的研修の試み
～上田女子短期大学「図書館職員学び直し講座」の場合～

図書館現職者のための体系的研修の試み

～上田女子短期大学「図書館職員学び直し講座」の場合～

市川 恵理（筑波大学図書館情報メディア系）

葉袋 秀樹（筑波大学図書館情報メディア系）

はじめに

2008年6月に図書館法（1950年法律第118号）が改正され、司書資格を取得するために大学で修得する「図書館に関する科目」を省令で定めることが規定された。2009年4月、図書館法施行規則（1950年文部省令第27号）が改正され、「図書館に関する科目」の科目・単位数が、従来の14科目20単位以上から13科目24単位以上に変更され、新たに「図書館制度・経営論」「図書館情報技術論」の2科目が必修科目として加わったほか、他の科目についても全面的に見直しが行われた。

これに先立って発表された、これからの図書館の在り方検討協力者会議『司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について（報告）』（2009年2月）¹⁾では、「図書館に関する科目」について、「専門的な知識・技術を身につけていくための入口として位置付けることが適切」と提言しており、旧科目による司書資格の取得者についても、新設科目の内容を含め、科目等履修生制度や司書講習等を活用して学習することを期待している。図書館に勤務する司書がこのような学習を進めるには、司書を養成する大学が現職者の再教育のための講座等を開設する取組が必要になるが、これまで、このような取組については研究されていない。

本研究の目的は、現職者の再教育のための講座の事例として、上田女子短期大学の「図書館職員学び直し講座」を取り上げ、その意義と課題を明らかにすることである。特に、講座の実施の経緯、概要、成果、今後の展望等に着目した。

研究の方法としては、文献調査とインタビュー調査を用いた。文献調査では、「図書館に関する科目」の制定と現職者の再教育に関する文献・資料を収集して分析し、インタビュー調査では、宮下明彦長野県図書館協会事務局長²⁾と上田女子短期大学の担当者木内公一郎准教授³⁾に半構造化インタビューを行った。

1. 図書館に関する科目と図書館職員の生涯学習支援

1.1 公共図書館の現状

わが国の公共図書館に対しては、以前から、貸出中心で、レファレンス・サービス、情報サービスや専門的資料の提供、地域や関係機関との連携が不十分な点が批判されてきた。また、政治・経済等の大きな変化の中で、社会や行政の立場から、公共図書館の在り方についても議論されてきた。

この点を解決するため、2004年に、文部科学省生涯学習政策局長のもとに、これからの図書館の在り方検討協力者会議（主査：葉袋秀樹筑波大学教授）が設置され、2006年に『これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～（報告）』⁴⁾が発表され、図書館の今後の在り方を示した。また、2008年には、主に図書館運営の改善の観点から、図書館法が改正された。

現在、多くの図書館が『これからの図書館像』を参考に、図書館サービスの改善に取り組んでいる。

これらの図書館では、従来の貸出サービスに加えて、課題解決支援サービスとそれを支えるレファレンス・サービス、情報技術の活用に取り組んでいる。課題解決支援サービスは、子育て支援、学校教育支援、行政支援、ビジネス支援（地場産業支援）、法律情報、医療・介護情報、就職情報の提供等からなる。現在の図書館サービスは、新しいサービスが普及する過程にあると考えられる。

1.2 図書館職員の現状

公共図書館の職員については、図書館法で専門的職員として司書・司書補の資格が定められているが、実際には、司書が配置されていない図書館が多数ある。また、司書が配置されている図書館でも、専門的サービスが不十分で、専門職員として評価されていない場合もある。これまで司書が採用され配置されてきた図書館でも、最近では司書の採用が一時中止されることが多く、司書の高齢化が進んでいる。他方、これと同時に、図書館業務の委託や指定管理者の導入が進行している。この場合も、専門的業務には司書有資格者の配置が必要であるが、非専門的業務も含めて司書の担当とされている場合、司書が非正規職員として扱われている場合が多い。

1.3 司書資格の内容

司書がこのような不明確な扱いを受ける理由としては、①図書館では専門的な業務が充分行われていないこと、②専門的な業務と非専門的な業務が分離されず、司書は非専門的な業務も含めて行っていること、③司書の資格を得るために履修が必要な単位数が少ないこと等が考えられる。ここでは、③に着目する。司書資格を得るために必要な履修単位数は、図書館法制定時は15単位（1950年）で、19単位（1968年）、20単位（1997年）と徐々に増加してきたが、小幅な増加にとどまっている。20単位の場合でも、「生涯学習概論」「図書館経営論」「児童サービス」が1単位であるなど、20単位では十分な教育が困難であることは明らかであるが、20単位程度で開講している大学が少なくない。

1.4 履修単位数の評価

15単位から出発した履修科目の単位数の少なさは、司書資格にとって、重大な問題であり、図書館関係者の間で、かつては厳しく批判されてきたが、最近ではあまり論じられていない。西藤寿太郎は、1966年に、「たった2カ月の講習で取得した15単位で専門職が養成できるのかと、人事院や人事委員会から一種の軽侮をまねく結果にもなっている」「あの暑い最中の2カ月間のぶっ通し、講師はあえぎ、受講者はつかれ果てるという条件の悪さで、100人、200人の大量生産である。まとものことができるはずがない」と指摘している⁵⁾。

1.5 司書養成の改革

これまで、司書の力量を高めるために、大学における図書館職員の養成（図書館学教育）の改善が検討されてきた。改善の内容は、①履修科目の単位数の増加、②図書館学科等の専攻科の設置、③大学院における養成である。

①履修科目について。

戦後、図書館法で司書資格が定められて以来、15単位の単位数が批判されてきた。その後、19単位（1968年）、20単位（1996年）と、徐々に単位数の増加が図られてきた。これによって、一定の改革が

行われてきたが、これでも根本的な解決には不十分である。司書課程は、大学における副専攻で、短期大学も含めると、単位数の増加には限度がある。主専攻のように、多くの単位数を設けることは困難である。

②専攻科について

図書館学科を設置し、図書館学を数十単位学習することによって、単位数の少なさは解消することができる。しかし、図書館学科は、1968年当時には、慶応大学と国立の図書館短期大学しかなく、急に増加する見込みはなく、2大学だけでは全国のニーズに応えられなかった。その後、いくつかの大学で、図書館情報学、社会情報学、生涯学習論等の専攻科が設置され、その中で司書養成も行われているが、設置する大学は、大都市圏の大学に限られている。このため、全国の公共図書館のための職員の養成は難しい。また、図書館情報学の学習だけでよいか、図書館情報学以外の主題の学習が不十分ではないかという指摘もある。今後も、全国レベルでは、養成の中心は司書課程と考えられる。

③大学院修士課程における養成

現在存在する大学院修士課程は、従来の研究中心の大学院の傾向が強く、また、規模も小さく、現在では、まだ将来の課題とされている。

以上のように、図書館関係者の提案は、どれも真の解決策にはなり得ないことがわかる。なお、この間、都市部の一部の大学院修士課程では、社会人大学院の設置や夜間開講が行われ、多数の社会人が学んでいる。また、遠隔教育（eラーニング）を用いた司書養成（八州学園大学）、司書講習（明治大学）も始まっている。

このほか、制度面では、現行の司書資格に対して、「上級司書」の資格の設置や、そのための資格試験の実施、あるいは司書の能力向上のための学力試験を求める考え方もある。最近では、日本図書館協会による図書館職員の研修実績等の認定制度が行われており、日本図書館情報学会による図書館情報学学力検定試験の実験も行われている。

1.6 これからの図書館の在り方検討協力者会議での議論^{6) 7)}

2008年の図書館法改正を受けて、文部科学省ではこれからの図書館の在り方検討協力者会議を設置し、図書館に関する科目の検討を行った。協力者会議では、『これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～（報告）』（2006）を実現できる人材の育成を目標とし、図書館職員の生涯を通じた知識・技術の形成を重視して議論が進められた。

2009年2月に、『司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について（報告）』が発表された。報告では、司書の養成教育について、幅広い視点から多様な提言を行っている。

第一に、大学における司書資格取得のための学習を第1段階と見なし、大学卒業後の学習を第2段階と位置付けた。第1段階で履修する科目は、図書館職員養成の基礎であり、入口であることを明確にした。第2段階は、第1段階での学習内容を深めたものである。第1段階の科目を学んだ学生は、図書館採用後も大学で継続的に学習を続けて、専門職員に相応しい力量を身に付けることが重要であることを提言した。

第二に、図書館業務には、①大学の教育課程における基礎的な知識（憲法、外国語、情報技術等）、②図書館業務に関する知識の基礎となるさまざまな学問分野の知識（行政学、法学、経済学、経営学、

社会学, 教育学, 心理学, 歴史学, 情報学等), ③主題専門分野の知識 (人文, 社会, 科学技術, 医学・生物学, 地域社会等), ④図書館に関するより専門的な知識・技術などの多様な知識・技術が必要であることを提言した。

第三に, 司書には, 資格取得後も, これらの分野を始めとする継続的な学習が必要であることを明らかにした。科目等履修生制度や通信教育などを活用することによって, 大学で本格的に学習することが期待される。

協力者会議によるこれらの提言を実現するためには, 図書館職員が継続的に学習するための環境整備が必要である。まず, 大学において, 土曜・夜間開講, 集中講義, 通信教育, e・ラーニング, 司書講習等の形態で, 図書館に関する科目のうち選択科目が開講される必要がある。選択科目は, 必修科目で学んだ内容を発展的に学習し, 理解を深める観点から開講されるものであることから, 司書資格を持つ現職者が, これらの科目を履修すれば, 司書資格プラスアルファの学習を行うことになる。図書館職員の間で, 資格取得時よりも深い知識や技術が徐々に普及し, 力量が高まることが期待される。また, 前述の形態で開講されることにより, 図書館職員は, 科目等履修生となることによって, 履修することが可能となる。

これによって, より専門的な内容を学習したい現職者のニーズと, より専門的な内容の授業を行いたい大学教員の希望が結びつくことになる。また, 大学教員の側も, 図書館職員が履修することによって, 現場と交流ができ, より深い内容の授業を行うことができる。司書課程の学生も増加し, 大学の社会貢献になるというメリットもある。

一方, 図書館においては, 図書館職員に対して, 自己研修の一環として, 大学の授業の履修を奨励することが必要である。研修では, 特定テーマに関する講義は1時間半から2時間であり, 受講者は受身で講義を聞くだけで, 試験がない。大学の授業であれば, 特定テーマについて, 集中講義なら, 3日～4日の講義を聞き, レポートの提出を求められ, 試験がある。

図書館業務の密度が濃くなる中で, 自己研修を行うことは困難になり, すべての職員がこのような自己研修を行えるわけではない。しかし, 意欲のある職員が自己研修を効率的に行えるような条件整備を行うこと, そのような自己研修を奨励し, 評価することが必要である。学習歴を「生涯学習パスポート」のような様式に記載して, 履修単位を確認し, 積み重ねていくべきである。

2. 長野県図書館協会における図書館職員等研修の取組

2.1 長野県内の図書館概況 (2012年4月1日現在)⁸⁾

長野県内の公立図書館数は, 県立図書館は1館, 市立図書館は75館, 町村立図書館は35館である。市町村における図書館の設置率は, 68.8%である。公立図書館の職員数は, 全体では786人で, このうち司書は345人である。図書館への予算措置状況については, 県内全体で見ると, 2002年度における図書館費は30億900万円だったのに対して, 2012年度は34億8900万円となっている。2011年度までは増加傾向で2011年度は34億8900万円あったが, 今年度は減少した。

なお, 県立長野図書館と長野県図書館協会では, 毎年, 長野県内の図書館の統計をまとめている。財政状況についての統計において, 各市町村における住民一人あたりの図書館費を算出し, 一覧にして明示している。各市町村における取組の充実度を一目で比較でき, 政策推進の上で有効なデータとなっている。

2.2 長野県図書館協会が実施する現職研修等

(1) 長野県図書館協会「ステップアップ研修」

長野県図書館協会（以下「県協会」という。）では、主催する研修事業の修了者で一定の要件を満たす者を登録・認定する制度を実施している⁹⁾。県協会では、公共図書館や学校図書館、大学図書館等の職員、図書館で働きたいと考えている者、図書館について体系的に学習したいと思っている者などを対象に図書館職員等ステップアップ（専門）研修を開催している。公共図書館、学校図書館、一般を対象とした講座に分かれており、2012年度は、公共図書館を主な対象とした講座が3回、学校図書館を主な対象とした講座が3回、公共・学校等共通の講座が3回の計9回開催されている。各回は、1日の日程で行われる。

公共図書館を主な対象とした講座は、「図書館に関する科目」にも配慮したテーマの講座から構成されている。具体的には、「製本修理講習会」「レファレンスに必要な新聞データベース活用術（初級・中級編）」、「地域資料の活用とデジタル化」などが開催されている。

1講座受講修了すると1ポイント取得し、合計25ポイント取得すると「修了認定証」の申請資格を得られる。「修了認定証」は、同協会が認定する「認定司書」の申請要件となり、本人からの申請により、審査を経て認定される。「認定司書」になると、県協会の専門的職員として人材登録される。県協会は、人材情報を発信・紹介することを通じて、県下図書館への就労支援を行っている。

なお、この研修の会場は、県下各地の公立図書館等である。受講料は、一般は1回あたり1,000円、県図書館協会の個人会員は、半額の500円である。参加者数は、毎回20名程度である。読み聞かせやブックトーク、情報化に関する講座では、受講生が多い。

このように、従来、県協会は図書館職員研修に積極的に取り組んでおり、そのことが「図書館職員学び直し講座」の定着・発展の支えとなっているものと考えられる。

表1 長野県図書館協会ステップアップ（専門）研修テーマとポイント配点数

図書館職員等ステップアップ（専門）研修テーマ	開設年度	ポイント配点数
図書館の運営	19	3
図書館のミッションと管理運営に対する評価について	20	
図書館のミッションと評価	21	
図書館の新しい評価方法	22	
レファレンスサービス	19	5
情報能力活力養成（その1・2）	19	
データベース・情報発信	19	
サーチャーのための情報検索スキルアップ講習会	20	
演習・情報サービスと技術	21・22	
課題解決型図書館サービス	19	5
医療情報サービス	19	
地域に役立つ図書館サービス	20	
地域ネットワークと演習・調べ方を学ぶ	21	
医療情報サービス	21	
演習・地域資料サービス	22	

パスファインダー等	19	4
パスファインダーの作りかたとNDL-OPACの活用の仕方	20	
資料をどう残すか、活用するか	20	
資料組織演習	21	
製本修理講習会	21・22	
読書の力・読書案内等	19	5
ブックトークと著作権	19	
調べ方を学ぶ	19	
学校図書館を授業に活かす工夫	20	
子どもの発達と読書	20	
魅力ある学校図書館づくり	20	
読書ボランティア講座（中級講座）	20	
子どもの発達と読書	21	
学び方を学ぶ基礎講座	21	
演習・調べ学習	22	
インターネットを使って調べる	22	
読書感想文と感想画	22	
読書ボランティア講座・中級	19～22	
計		25

出典 長野県図書館協会専門研修「修了認定証」のポイント制について（長野県図書館協会）

（２）長野県図書館大会

長野県では、長野県教育委員会、長野県図書館協会等の主催により、毎年１回、長野県図書館大会を開催している。全体会と分科会（15程度）から構成され、分科会は、公共図書館、学校図書館、大学図書館、幼稚園・保育園、読書推進にかかる様々なテーマで実施されている。参加者は年々増加傾向であり、2010年開催時は約900名が参加した。

3. 「図書館職員学び直し講座」について

3.1 実施の経緯

本講座実施の経緯について、木内は次のように述べている。開講された背景としては、まず、2009年4月に「図書館に関する科目」が制定されたことがある。新たに「図書館制度・経営論」「図書館情報技術論」の2科目が必修科目として加わったほか、他の科目についても全面的に見直しが行われた。このため、県協会では、現職の図書館職員に新科目も含めてリカレント教育を行い、学び直しの機会を提供する必要性を感じていた。また、県協会では、専門的な知識・技術を有する司書を認定する制度を検討しており、そこに登録できる人材を育成する必要がある。従来、図書館職員を対象とした研修を実施している。しかし、専門性の高い司書を養成するためには、体系的・継続的な研修を行う必要があること、その際、大学の施設、とりわけ情報関係の設備を用いることにより、より効果的に実施できるのではないかと考えていた。加えて、長野県の県立高校では、学校司書が正規職員として配置されているが、研修の機会が十分ではなく、研修を受けたことがない人が多いという課題もあった。

他方、上田女子短期大学は、司書課程を設置しているほか、従来公開講座として生涯学習講座を実施しており、司書養成や公開講座の基盤があったこと、また、大学として、地域貢献により積極的に取り組んでいくことを重要視していた。このような中、県協会が現職の図書館職員にアンケート調査を行い、司書課程を有する大学の教育資源を活用した継続的・体系的な研修が開催された場合に参加したいかどうかを尋ねたところ、約150人から「参加したい」との回答を得た。これらを背景として、県協会から上田女子短大に働きかけがあり、共催により本講座を開講することとなった。

3.2 講座の概要¹⁰⁾

①受講対象

本講座の受講対象は「司書、図書館職員、図書館で働きたいと思っている者、並びに図書館に関心を持つ市民」である。

②講座の内容

まず、本講座で重視し育成されると期待している内容は、「情報検索・情報技術の修得」「主題専門知識の修得」「課題解決支援型サービスの導入」「市民・行政に対して説得・説明のできる図書館職員の育成」という4点である。職員の個別ニーズだけでなく、理論中心でもない体系的な知識と技術のバランスのとれた研修プログラムが必要である¹¹⁾との考えに基づいて、主催者側が、図書館職員にとって重要だと考えた内容から構成されていること、そして、各内容について体系的に学べるように構成されていることが特徴である。

内容のレベル設定については、科目毎に異なっているが、全体として、現状よりも少しレベルの高い内容を提供し、そこまで到達して欲しいという考え方で企画した。また、全科目とも最初は初学者のレベルから始め、徐々に高めていった。

具体的には、プログラムは、表2に示す全6科目から構成されている。

新しい「図書館に関する科目」が施行されたのは今年2012年4月であるが、これを先取りして、科目名と内容が設定されている。「図書館に関する科目」において、必修科目に新たに加わった「図書館制度・経営論」や「図書館情報技術論」が同じ名称で実施されているほか、「図書館に関する科目」において内容が大幅に見直された科目（「図書館総合演習（選択）」、「情報サービス演習」、「児童サービス論」、「図書館情報資源概論」）に対応した講座が設定されている。

また、講座の内容については、これからの図書館の在り方検討協力者会議『これからの図書館像～地域を支える情報拠点を目指して（報告）』（2006年3月）を踏まえ、全体的に、“課題解決支援サービスの充実”が強く打ち出されている。

表2 科目・講義概要¹⁰⁾

	科目名	時間	授業形態	概要
1	図書館総合演習（課題解決支援型サービス）	20	演習	これからの図書館サービスの柱とされる課題解決型支援サービス，先進事例について調査・研究を行う。
2	情報サービス演習（レファレンス・サービス及びデータベース検索）	20	演習	図書館の情報サービスを現場の環境に即して学ぶとともに情報技術の習得を目指す。情報検索応用能力試験2級レベルの知識と技術の習得を目指す。
3	図書館制度・経営論	20	講義・演習	図書館経営の理論，先進図書館の実践例，行政や法制度について学習する。
4	図書館情報技術論	20	講義・演習	最新の情報技術を取り入れた図書館を構築するデジタルライブラリアンの要請を目的とする。
5	主題専門知識	20	講義・演習	各分野の資料解題，資料選択に必要な知識の習得を目的とする。
6	児童青少年サービス演習	20	演習	学校図書館，公共図書館における児童，YAサービスについて学ぶ

③講義時間

各科目は20時間の講義から構成される。全6科目を修了すると120時間になり，学校教育法第105条で規定される「履修証明プログラム」として開講されている。

④開講スケジュール

講義は，月に1，2回開講され，約半年間で1科目を修了する。每期1科目が開講され，3年間で全科目を修了できる。

表3 実施時期・会場¹⁰⁾

	科目名	実施時期	会場
1	図書館総合演習（課題解決支援型サービス）	2009年11月～2010年3月	上田女子短期大学
2	情報サービス演習（レファレンス・サービス及びデータベース検索）	2010年4月～2010年9月	上田女子短期大学
3	図書館制度・経営論	2010年10月～2011年3月	松本大学
4	図書館情報技術論	2011年4月～2011年9月	上田女子短期大学
5	主題専門知識	2011年10月～2012年3月	上田女子短期大学
6	児童青少年サービス演習	2012年4月～2012年9月	上田女子短期大学

⑤会場

会場は，長野県上田市にある上田女子短期大学で5科目，松本市にある松本大学で1科目が開催されている。

⑥受講料

1科目当たり10,000円。1授業単位でも受講でき，この場合は1授業につき2,000円である。

⑦講座の運営体制等

運営財源については，開設当初は短大が負担したが，現在では受講料で全てまかなっている。

事務の体制については，企画は，講座担当者が所属している総合文化学科が行い，運営は，従来公開講座を担当しているエクステンション委員会の事務職員が担当している。

なお、上田女子短大の担当教官は、各講座の全10回の授業のうち4回程度は出席し、内容の把握に努めている。担当教官は1人であるため負担が大きく、もう一人必要であると感じている。

3.3 運営上の工夫

本講座は、現職者を主な対象とすることによる、様々な点での配慮がなされている。

①開講日について

公立図書館は月曜休館のところが多いため、開講日は、原則として月曜日である。また、募集段階で開講日程を示し、計画的に休暇を取得し参加できるよう配慮されている。

②一部科目の受講

特定の科目や科目の一部を受講することも可能で、受講料は科目単位と1回単位で設定されている。

③講師

講師の選定に当たっては、現職者の要求に応えられる人選を心がけている。主催大学の教員のほか、全国的な視点から、先進的な取組を行う図書館の職員、各テーマにおいて中核的な役割を果たしている人材などを講師として迎えている。各講義とも、第1回目の授業では、科目の必要性や意義について説明するため、講義テーマに関しての全体像を話せる人に依頼している。なお、講師の選定は、県協会事務局長と上田女子短期大学の担当教員で行い、最終的には県協会の幹事会に諮って決定している。

④講義内容の事前調整

講義の内容については、主催者と各科目の担当講師との間で、事前に打ち合わせを行い、内容を詰めている。現職者は課題意識を持って参加しているため、主催者側から各講師に、講義において、受講者とのコミュニケーションを積極的にとるよう依頼している。受講者から現場での課題を出してもらい、それに答えるようにしている。また、座学だけでなく、演習形式を積極的に取り入れている。上田市長が講師を務めたこともあり、上田市の文化、市の中での図書館の位置づけなどについて講義が行われ、現職者にとって大変役立つ内容であった。

⑤研究レポートの提出

各講座の最終回で、各受講生から研究レポートを提出させている。5000字以内で、テーマは主催者側から示したものでも、受講生が独自に決めたものでもよい。受講生は、各講座の第8回の授業において1人10分間の発表を行い、講師等からの指摘を踏まえて修正し、最終講義時に提出する。優秀なレポートは表彰され、上田女子短期大学のホームページで公開される。なお、授業での発表は、プレゼンテーション力の向上を目的として取り入れられている。

⑥称号の付与等

1科目を1単位と換算し、合計6単位を取得すると、「長野県専門司書」の称号が付与される。講座で学んだことを証明し、評価できるよう配慮されている。今年9月末に全6講座が終了し、11名の長野県専門司書が誕生した。なお、称号は司書資格の有無にかかわらず授与される。このため、司書資格は有していないが図書館で勤務している人等に位置づけを与えることができる。また、履修証明プログラムとして開講しているため、6科目修了者には「履修証明書」が発行される。

3.4 受講者の状況

受講者の内訳は、科目によってばらつきがあるが、全体的には、学校司書が8割、公立図書館職員が2割であり、学校図書館関係者が圧倒的に多数である。また、常勤と非常勤の割合については、常勤が約3割、非常勤が約7割である。事務職はほとんど受講していない。単独の講座のみ受講する人も多く、例えば、最近開講された「児童青少年サービス演習」においては、受講生の約5割が、この講座のみの受講生であった。

非正規職員の受講割合が高い理由についての主催者側の見解としては、非正規職員は自らステップアップしないと次の雇用につながらないという危機感を持っていること、それに対して正規職員は、人事異動で図書館に配属されても数年で異動してしまうため研修を受講しようという意識が持てないことを挙げている。また、最近の図書館員は、例えばiPadやキンドルなどの新しい情報機器が出てきても、その活用に消極的であり、そういった姿勢も、正規職員の受講率が低いことと関連しているのではないかと意見もある。

本講座は、開設時は公立図書館職員を主な対象としていたが、実際には学校司書の受講者が多かったため、徐々に学校司書に合わせた内容に変化させた。

3.5 今後の予定

2012年9月に第1クールが終了し、現在、第2クールの開始に向けて検討中である。第1クールでは、全体として「課題解決支援サービス」を重視したが、第2クールでは、最近の話題に基づいて重点的なテーマを設定する予定である。「図書館に関する科目」の新科目である「図書館情報技術論」については、まだ前例がないため内容を探りながらの開講となった。最初は初歩的なレベルから始め、徐々にレベルを高めていったが、それでも受講者からは難しいとの声が多かったため、内容を再検討する予定である。

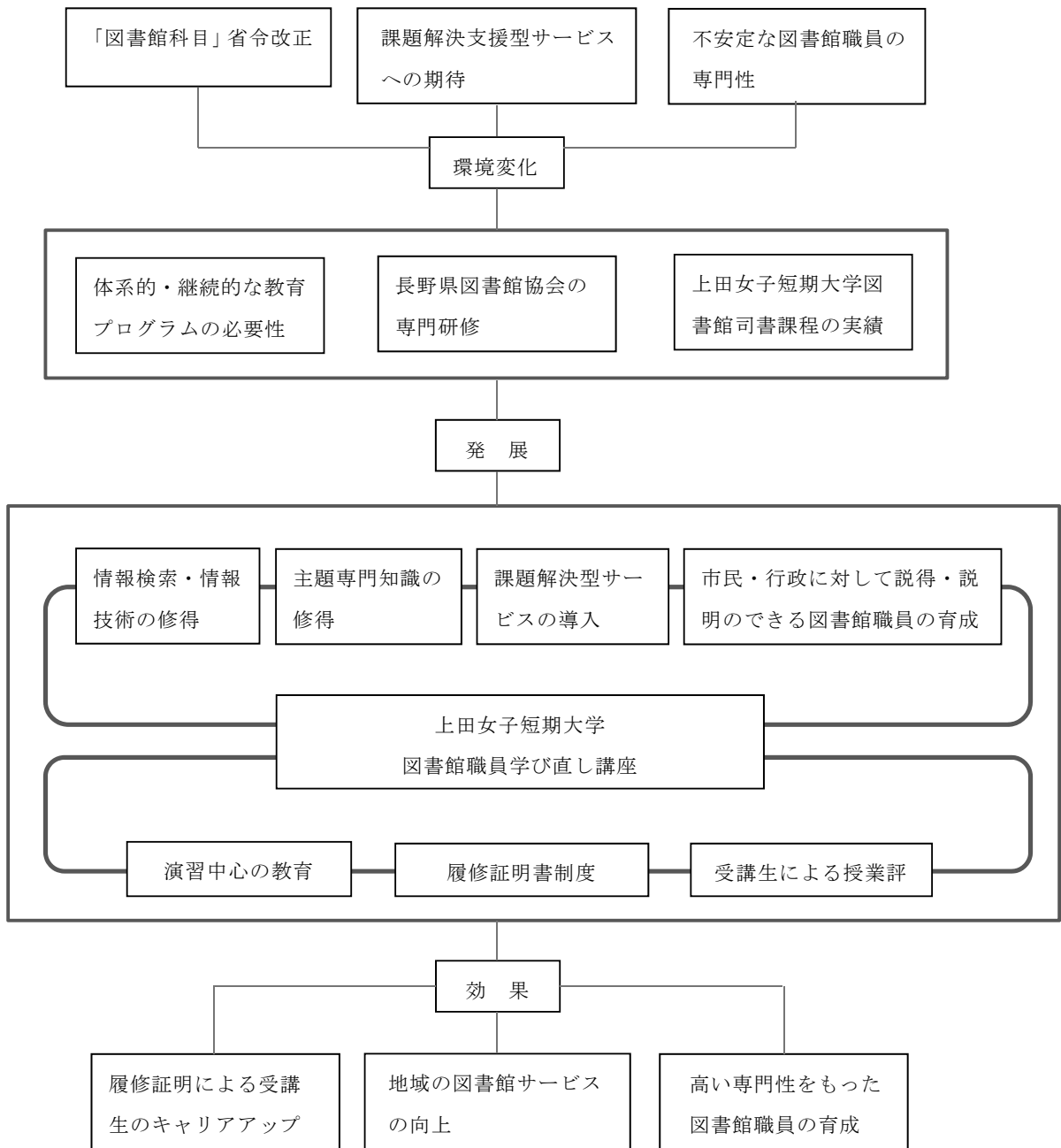
長野県は南北に長い地形のため、北信地区や南信地区から受講しづらいとの声があり、今後、eラーニングを活用することも長期的な課題である。履修証明の価値を自治体に広報していくことも課題である。修了者が具体的にどのような知識・技術を持っているのか、何ができるのかを積極的にPRしていく。また、松本大学との有機的な連携を進めることも課題である。現段階では会場を利用するまでに留まっているため、今後いかに有機的な連携関係を構築していくか検討する必要がある。また、県内の他の短大との連携の可能性についても検討していく。

4. 本講座の意義と課題

本講座は、次の4点において、協力者会議報告の提言を具現化した取組である。①2012年4月施行の「図書館に関する科目」に対応した司書の再教育の場を提供している。②司書資格取得時に学習した内容をより深める講義内容である。③学習成果を評価する仕組みがある。④大学の既存の資源を活用している。

本講座の受講の成果について、木内(2010)は、アンケート調査の結果をもとに、レファレンス・サービス、地域資料、学校図書館における指導などの認識に変化が見られるようになったこと、それぞれの業務に対する認識が今後の行動の指針(実践)につながっていることを指摘している¹²⁾。また、各講座の最終授業で提出されたレポートからは、受講生が関心を持った点や到達度をある程度把握で

図書館職員学び直し講座 全体イメージ



出典 上田女子短期大学図書館職員学び直し講座パンフレット

きるが、次第に力を付けていることがうかがえること、また、11名の全講座修了生からは、「研修を受講することにより視野が広がった」「3年半勉強したことに達成感を感じる」「初めて聞く内容が多く新鮮であった」などの声が出ていることを指摘している。ただし、他の研修との比較については、調査が行われていない。

以上のように、本講座は、現職の図書館職員に生涯学習の場を提供する事業として、先進的な取組であり、大変意義ある取組であると評価できる。

他方、本講座は、もともと公立図書館職員の学び直しを主な目的として開設されたものであったが、実際には学校司書である受講者が多数であったため、内容を学校司書向けに徐々に変化させている。これはやむを得ないと考えられる。この講座の提案によって、長野県では、正規の図書館専門職員としては、学校図書館職員の大きな集団があること、学校図書館) 職員のための研修機会が不足していること、公共図書館職員だけでなく、学校図書館職員も研究の機会を求めていること等が明らかになった。

講座の内容については、館種の異なる図書館の職員が共に受講することによって、課題を共有し各館種におけるサービスの視点を把握でき、連携につながるというメリットも考えられるが、その反面、館種毎の個別の課題についての高度な内容を扱うことが困難になる。図書館職員研修は、司書資格取得時に学習した内容をさらに深めることが重要であるため、館種を区分して実施することが望ましいが、地方においては、経営上必要な数の受講者が集まらない可能性もある。このため、受講生が集まりやすい大都市圏では、館種別に対象を絞って実施することが期待されるが、地方においては、合同で開催するなど地域の実情に応じた展開が必要であると考えられる。

おわりに

本報告は、主催者側が提供する資料及び担当者へのヒアリング調査の結果に基づいてまとめたものである。本講座の意義等について明らかにするには、受講者側から見た成果・課題についても把握することが必要である。今後、主催者側において、修了生へのアンケート調査などを実施し、全講座受講の成果、講座への評価等について調査する予定である。また、本研究においても、受講生へ直接インタビューを行う予定である。なお、1章は葉袋、それ以外は市川が執筆した。

注

- 1) これからの図書館の在り方検討協力者会議. 司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について(報告). 2009.2.http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/019/gaiyou/1243330.htm (参照 2013.2.1)
- 2) 2011年2月4日、県立長野図書館にて、葉袋がインタビューを行った。
- 3) 2012年10月13日、筑波大学東京キャンパスにて、市川、葉袋がインタビューを行った。
- 4) これからの図書館の在り方検討協力者会議. これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～(報告). 2008.3.http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286794/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/04/06032701.htm (参照 2013.2.1)
- 5) 西藤寿太郎. 養成機関にもの申す. 図書館雑誌, 60(4), 128-132, 1966.
- 6) 葉袋秀樹. 『大学において履修すべき図書館に関する科目』案-これからの図書館の在り方検討

- 協力者会議の報告から. 図書館雑誌, 103 (4), 206-209, 2009. 4
- 7) 薬袋秀樹. 司書養成のレベルアップをめざして－草の根からの学習運動を. 社会教育, 65 (1), 6-11, 2010. 1
 - 8) 県立長野図書館・長野県図書館協会公共図書館部会「平成24年度長野県公共図書館概況」. 県立長野図書館ホームページ. <http://www.library.pref.nagano.jp/gaikyou.htm> (参照 2013. 2. 1)
 - 9) 長野県図書館協会. 事例22 県図書館協会による職員研修とその認定・登録制度 (会). 図書館未来構想研究会. これからの図書館像－実践事例集－. 文部科学省ホームページ. 2006. 3. http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/houkoku/06040715/006.htm (参照 2012. 11. 6)
 - 10) 学校法人北野学園上田女子短期大学・長野県図書館協会. 上田女子短期大学 図書館職員学び直し講座「図書館に関する科目」が改定されます. 上田女子短期大学ホームページ. http://www.uedawjc.ac.jp/news_from_jc/document/200910tosyokanmanabinaosi.pdf (参照 2013. 2. 1)
 - 11) 木内公一郎. 公共図書館職員の研修への意識と考え方－アンケート調査から読み取る. 観光文化研究所所報, (7), 13-22, 2009. 3.
 - 12) 木内公一郎. 図書館職員学び直し講座受講者の学習プロセス－グラウンデッド・セオリー・アプローチによるアンケート分析－. 観光文化研究所所報, (8), 19-37, 2010. 3.



UEDA
Women's Junior College

上田女子短期大学 図書館職員学び直し講座

「図書館に関する科目」が改定されます

Recurrent Education for Library Staff

学校法人 北野学園

上田女子短期大学
長野県図書館協会

Recurrent Education for Library Staff

1 ご挨拶

本学図書館司書課程は1987年に開設され、多数の有資格者を送り出しています。また多くの卒業生が県内の公共図書館、学校図書館で活躍をしています。この実績を生かし、「図書館職員学び直し講座」を開設することになりました。皆様の受講を心よりお待ちしております。

2 目的

平成23年度から「図書館に関する科目」が新たにスタートします。最大で13科目24単位に改正され、司書資格を取得しようとする人は新規の科目群を履修することが義務づけられます。既に資格を取得した職員も新しい科目の内容を積極的に学習することが望ましいとされています。また最近の傾向として地域の情報拠点として図書館に対する要求は年々高まっていることはいうまでもありません。

このような状況を踏まえ、「図書館に関する科目」に対応した、体系的な教育プログラムを提供することによって長野県の図書館職員等の専門性向上を図り、地域や住民に役立つより充実した図書館サービスの提供を目的として、上田女子短期大学主催「図書館職員学び直し講座」を開設しました。

①対象

図書館司書、図書館で働きたいと思っている方、職員、並びに図書館に関心を持つ市民

②大学等における履修証明制度による履修証明の授与

6単位を取得した受講生には、本学より履修証明書（「長野県専門司書」）を授与します。さらに図書館司書資格をお持ちの方は、日本図書館協会専門職員認定制度の申請要件となります。

③講師

本学総合文化学科教員のほか、各地の先進的な図書館の職員、民間や地域で活躍する人材などを迎え、長野県の地域に根ざした教育プログラムを実施します。

④演習中心の授業

受講生が討論や研究発表など通じて、積極的に授業に参加できるように工夫します。

⑤受講料

1科目につき10,000円を初回講義でお支払いください。また、1授業単位でも受講することができます（この場合は、1授業につき2,000円です）。

⑥受講生からの評価

毎回授業アンケートを実施し、継続的な改善活動を行います。

⑦Websiteでの公開

優秀論文及びレポートは本学Website等で公開します。

⑧人材登録制度との連携

長野県図書館協会では人材登録制度を検討しています。履修証明書取得者を対象に県図書館協会Websiteで人材情報の提供を計画しています。

3 期待される効果

本講座の実施により、図書館職員等にとって、重要だと思われる内容について、体系的、継続的に学習要望に応えるとともに、「図書館に関する科目」に登場した新科目や重点科目を履修することができ、職員等の学習経験の蓄積、知識・スキルアップにより、現場の図書館における業務、サービスの向上、充実に図られます。

特に、本講座で重視し、育成されると期待している内容は以下の通りです。

①図書館の意義を行政や住民に充分説明できる職員の育成

②情報化への対応能力・情報検索技術のスキルアップ

③課題解決支援型サービスに必要な知識、関係づくり

④主題専門知識の修得

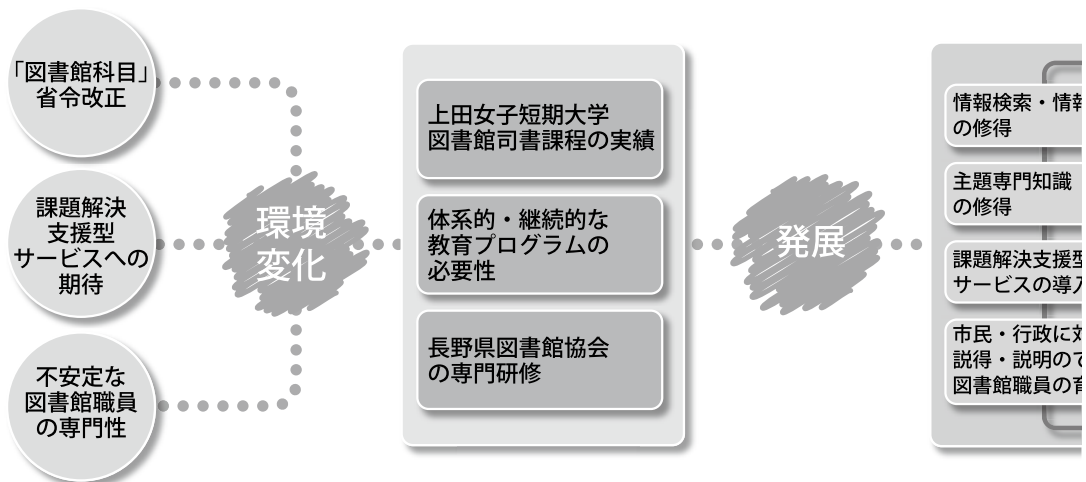
4 実施場所

上田女子短期大学 その他

5 実施期間

2009年11月より継続開講

図書館職員学び直し講座 全体イメージ



6 講義概要

*原則2時間を1授業単位とする(例:20時間授業の場合は計10回分開講する)

	科目名	区分	時間	授業形態	概要
1	図書館総合演習 (課題解決支援型サービス)	選択	20	演習	これからの図書館サービスの柱とされる課題解決型支援サービス、先進事例について調査・研究を行う。
2	情報サービス演習 (レファレンス・サービス 及びデータベース検索)	選択	20	演習	図書館の情報サービスを現場の環境に即して学ぶとともに情報技術の習得を目指す。情報検索応用能力試験2級レベルの知識と技術の習得を目指す。
3	図書館制度・経営論	選択	20	講義・演習	図書館経営の理論、先進図書館の実践例、行政や法制度について学習する。
4	図書館情報技術論	選択	20	講義・演習	最新の情報技術を取り入れた図書館を構築するデジタルライブラリアンの養成を目的とする。
5	主題専門知識	選択	20	講義・演習	各分野の資料解題、資料選択に必要な知識の習得を目的とする。
6	児童青少年サービス演習 (資料選択論も含む)	選択	20	演習	学校図書館、公共図書館における児童、YAサービスについて学ぶ

7 開講スケジュール

	科目名	実施時期	開講場所
1	図書館総合演習	2009年11月～2010年3月	上田女子短期大学
2	情報サービス演習	2010年4月～2010年9月	上田女子短期大学
3	図書館制度・経営論	2010年10月～2011年3月	未定
4	図書館情報技術論	2011年4月～2011年9月	上田女子短期大学
5	主題専門知識	2011年10月～2012年3月	上田女子短期大学
6	児童青少年サービス演習(資料選択論も含む)	2012年4月～2012年9月	上田女子短期大学

8 受講方法

1科目(20時間)1単位と換算し、合計6単位を取得すると履修証明「長野県専門司書」を授与します。なお、2012年10月以降は「図書館総合演習」から再び上記の順番で開講します。何年かかっても履修証明を取得できるようなスケジュールを組みました。原則月曜日の昼間に開講します。(単位認定について)

科目毎に、レポート・研究発表等によって、成績及び単位認定を行います。授業時数の3分の2以上出席していることが条件です。

9 申し込み方法

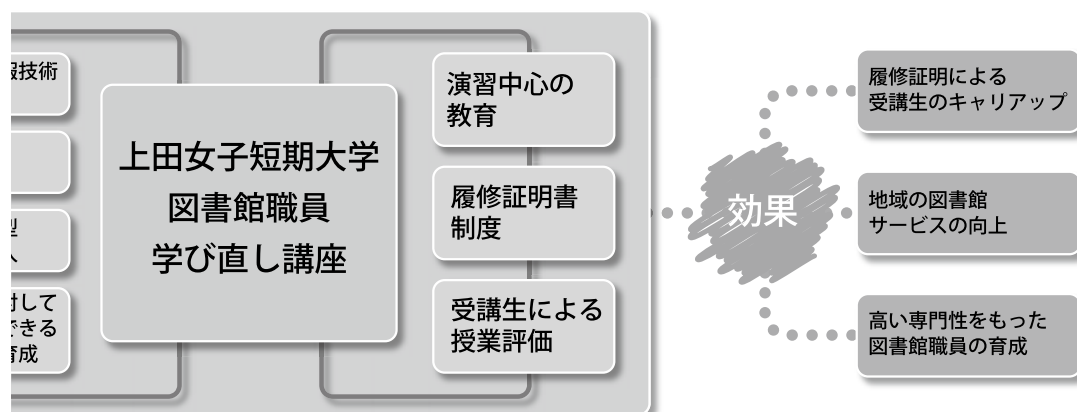
別紙の受講申込書に必要事項を記入して下記の宛先までご送付ください。

★お問い合わせ先

上田女子短期大学エクステンション委員会

〒386-1214上田市下之郷乙620

TEL0268-38-2352(代) E-MAIL:sakai@uedawjc.ac.jp



上田女子短期大学

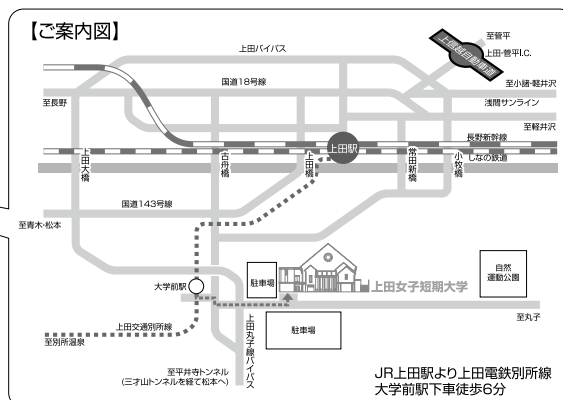
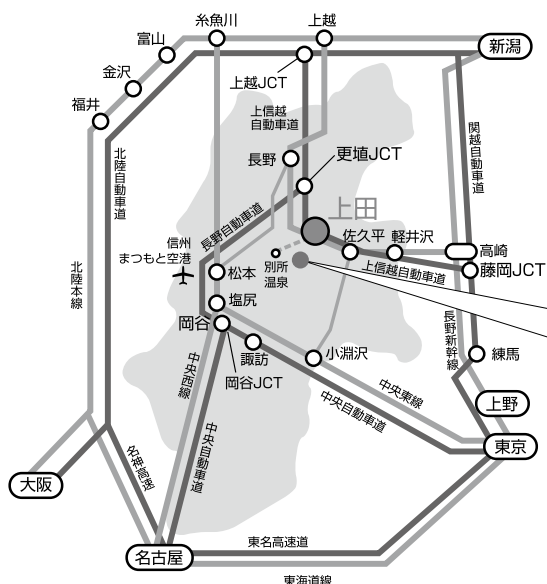
本学は、昭和48年に開学し、昭和58年に国文科を開設、昭和62年に図書館司書課程を設置しました。

敬愛・勤勉・聡明を目標に、開学以来、人間性と感性を磨く教育を行ってきております。例年優れた保育専門職を輩出している「幼児教育学科」と、12のフィールドを軸にした幅広い学びが特徴の「総合文化学科」の2学科で、地域社会のニーズに応える先進的な教育を展開しています。

協力：長野県図書館協会

長野県下の公共図書館、学校図書館、大学図書館、読書団体から構成されています。

平成17年以来、図書館職員等ステップアップ(専門)研修等に力を入れており、上田女子短期大学はじめ司書養成課程をもつ大学とも連携し、この度の「図書館職員学び直し講座」に協力しています。



UEDA

Women's Junior College



ACCREDITED
2008

本学は平成20年度
短期大学基準協
会による第三者評
価の結果、適合と
認定されました。

学校法人 北野学園

上田女子短期大学

〒386-1214 長野県上田市下之郷乙620
TEL 0268-38-2352(代) FAX 0268-38-7315
E-mail: adoffice@uedawjc.ac.jp
ホームページ: <http://www.uedawjc.ac.jp>



〒380-0928 長野県長野市若里1-1-4
(県立長野図書館内)
TEL 026-217-9201(直) FAX 026-217-9202
E-mail: nla@nagano-la.com

地域政策研究と公共図書館

地域政策研究と公共図書館

葉袋 秀樹（筑波大学）
市川 恵理（筑波大学）
春田 和男（東京家政大学）

抄録

本研究の目的は、地方公共団体、住民が、地域政策研究の中で、公共図書館の提供する資料や情報に対して、どのような要求を持っているかを明らかにすることである。そのため、①地方公共団体、住民は政策形成において資料や情報を必要としているのか、②どのような資料や情報を必要としているのか、③公共図書館の提供する資料や情報に対して要求があるのかという3つの研究課題を設定した。地方公共団体の政策形成に関する図書を調査した結果、①地方公共団体、住民は政策形成において資料や情報を必要としている、②必要な資料や情報について、いくつかの文献で詳細に指摘されている、③公共図書館の提供する資料や情報に対して要求がある、これらのことを示す図書があり、図書館の提供する資料や情報に対して、要求があることが明らかになった。

1. はじめに

1.1 研究の背景

公共図書館は、公民館、博物館とともに、国民の生涯学習に必要な社会教育施設として重要である。2000年頃から、わが国の先進的な公共図書館において、地方公共団体の政策立案等を支援するための地方公共団体の各部局、職員、地方議員に対するレファレンスサービス、情報サービス、資料提供が行われており、これを「政策立案支援サービス」「行政支援サービス」と呼ぶ。このサービスは、立川市図書館、横浜市図書館、東京都立図書館、鳥取県立図書館等で行われ、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（2001）に盛り込まれ、これからの図書館の在り方検討協力者会議『これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～（報告）』（2006）で、課題解決支援サービスのひとつとして位置付けられている。

これまで、上記の地方公共団体を含めて、いくつかの地方公共団体で、このサービスが取り組まれ、事例が報告されている。しかし、それらの事例報告は、主として図書館側から見たもので、自治体職員等の側から見たものではない。また、サービスの具体的な実践の報告で、理論的裏付けが弱いという限界がある。

実際には、公共図書館が政策立案支援サービスを開始しても、地方公共団体の各部局等から要求が出されず、サービスが利用されないこともある。ある市立図書館では、行政部局や議員から多数の質問が寄せられているが、ある県立図書館では、県庁を対象に行政支援サービスの試行を行ったが、実際に寄せられた要求は、個人で利用する趣味・娯楽に関する図書の貸出の依頼が多く、サービスを一時中止するという事態も発生している。

このサービスを進めるためには、まず、地方公共団体における政策立案に必要な資料や情報に対する要求について、どのような議論が行われているのかを明らかにする必要がある。近年、地方公共団

体における政策立案に関連する領域として、地域住民や地域団体による取り組みも含めて、政策形成に関する議論や研究が行われている。そこで、これらの領域を広く「地域政策研究」ととらえる。

1.2 研究の目的と方法

本研究の目的は、地方公共団体、住民が、地域政策研究の中で、公共図書館の提供する資料や情報に対してどのような要求を持っているのかを明らかにすることである。研究課題として、①地方公共団体、住民は政策形成において資料や情報を必要としているのか、②必要としているとすれば、どのような資料や情報を必要としているのか、③公共図書館の提供する資料や情報に対して要求があるのか、の三つを設定する。

研究の方法として文献調査を用いる。本研究は、この研究の第一段階であるため、図書を対象とする。地方公共団体側では、地方公共団体における政策形成、自治体シンクタンクに関する図書、住民側では、住民による地域調査活動に関する図書を書評の評価等を参考に選択する。対象期間は、2005年以後（政策形成のみ1980年以後）とする。3つの研究課題に関する記述を抽出・整理し、政策形成に関する考え方をまとめ、今後の方策を考察し、その中で図書館の役割について考える。

ただし、政策に関する文献で、そのための調査に用いる資料・情報や図書館について論じることは少ないため、政策形成に必要な知識、理論や職員の研修方法に関する記述も対象とする。

なお、社会環境の変化が大きいため、個々の文献の持つ意味は時代によって異なり、文献の評価においては、その点を考慮する必要がある。

2. 地方公共団体における政策形成

2.1 政策形成に関する文献

(1) 政策形成の主体

松下圭一は、『都市型社会の自治』（1987）等で、公共政策の策定・執行は多元化しており、政策主体として、①市民（ボランティア、コミュニティ活動、市民運動）、②団体・企業、③政府（自治体、国、国際機関）が設定できることを指摘し、公共政策の策定・執行は、政府が独占するものではなく、政府は、公共政策の特定の領域を担当するに過ぎないと述べている。

鹿児島重治は、『地方公務員の政策形成』（1995）で、地方公務員の政策形成能力の向上が重視されるようになってきた理由を述べている。それは、必要最小限度のサービスを提供するナショナル・ミニマムのレベルの行政が終了し、シビル・ミニマムの段階に移行したためである。シビル・ミニマムとは、地域の特性に適した地域ごとに異なる行政である。この場合、地方公共団体は、国に頼らずに、自主的、創造的な行政を進める必要がある。

(2) 政策情報の整理・公開

松下圭一は、行政機構は、政府の補助機構として、次の5つの課題を持つと述べている。

1. 政治争点の整理・公開
2. 政策情報の整理・公開
3. 長の政策立案・評価に参画
4. 長の政策執行への参画
5. 法の選択・運用

従来は、「5. 法の選択・運用」だけと考えられていたが、行政機構の課題は、「2. 政策情報の整理・公開」から始まると述べ、2の政策情報について、次の3類型を挙げている。

- (1) 争点情報 争点に関する政治情報
- (2) 基礎情報 統計、動向予測
- (3) 専門情報 政策課題に関する技術情報

政策情報の整理・公開について、次のように述べている。市民の文化水準の変化、団体・企業の政策水準の上昇に見合っ、情報公開、市民参加が基本的な要請となってきた。情報公開については、「広報などのお知らせ情報にとどまることなく、政策情報の整理・公開への転換が不可欠である。政策情報の公開がなければ、市民はもちろん、各政府レベルの長・議員、職員は、政策開発に取りくめない。『情報なくして政策なし』である。」

政策情報の整理・公開制度の整備について、8項目を提案しているが、そのうち3項目で、図書館と資料に関連する事項を取り上げている。

- ③公文書館による早急な整理・公開はもちろん、庁内に、一般図書の図書館とは別に、議会図書館と兼用にせよ、資料室を設置して、首長・議員、職員だけでなく、ひろく市民に開放したい。
- ④図書館、次いで地域センターに情報・資料コーナーをおき、市民誰もが手にとれることがのぞまれる。
- ⑥調査書、報告書などの出版・販売態勢を整備すべきである。この点、「政府刊行物センター」というかたちで、国が一步すすんでいる。

松下は、政策情報の公開のために、行政資料室を設置し、公共図書館を政策情報の公開場所とすることを提案している。

(3) 政策形成に必要な情報・資料

鹿児島重治は、「第4章 情報の収集」等で、資料や情報の収集、図書館、必要な資料の内容等について論じている。

・政策形成と情報収集

政策形成はよい情報の収集に始まる。図書館は、以前よりもずっと整備されており、書籍の出版点数も増加している。しかし、情報の量の増加は必ずしも質の向上を意味しない。情報の山の中から、できるだけよい情報を選別することから始めなければならない。どの図書館、どの役所、誰が優れた情報を蓄えているかは経験によって明らかになる。情報収集の努力を助ける手段はできるだけ活用する必要がある。資料の所在については、図書館の司書に相談し、関係機関の担当者に尋ねる。どのような文献やデータが有用かは、書評に目を通し、経験を積んだ信頼の置ける人や同業の友人に教を乞う。

・情報収集の留意点

次の3種類の資料が必要であると指摘している。

①公開された公文書

公開されている公文書は情報の宝庫であると言われており、日本の官公庁の発行している出版物を十分利用する必要がある。ただし、問題は自分で発見しなければならない。

②時系列的な資料の収集

「先手をとった行政」が必要である。それには、過去の資料をできるだけ長期にわたって時系列的

に収集し整理し、そこから将来の趨勢を読んで先取りの政策を立案しなければならない。長期的な流れを把握することが必要である。

③関連事項に関する資料の収集

政策が妥当であるためには、関連する様々な状況を含む大局的な視野に基づく、関連事項の考慮が必要である。関連資料の範囲は、経験と社会事象に対する洞察力にかかっている。

・政策の選択

第一に、政策立案は「問題の発見」から始まる。国民や社会にどのような問題があるかに関する認識と把握に努める必要がある。第二に、政策の優先度を判断するには、住民や地域にとって何が重要かを判断しなければならない。それには、情報の収集が必要であり、多くの情報を収集して、政策相互の比較考量ができることが必要である。第三に、行政に届きにくい声なき声を政策に反映させるには、情報の収集の際に、プラスの意見だけでなく、マイナスの意見も十分にくみ取る努力が必要である。

・政策と戦略

政策形成には「戦略的思考」が必要である。地域の将来を見通した、大局的、長期的な対応が必要である。

・政策の評価

政策には、長期的に見なければ、評価できないものが少なくない。政治的駆け引きによって偏った評価が行われがちである。ジャーナリズムの評価が必ずしも正鵠を得ているとは限らない。学者や評論家も、必ずしも政治や行政の実態に明るいとは限らないので、印象的な判断、批評をすることが多く、政策の実務に貢献する評価や提言が行われることはむしろ稀である、と指摘している。

鹿児島は、政策形成に情報が必要であることを指摘するとともに、政策形成の様々なプロセスにおいて情報が重要であることを指摘している。このことから、多様な幅広い資料の収集が必要であることが理解できる。政策の評価についても、広く文献や情報を探索し、様々な評価の内容を把握しておく必要がある。

(4) 政策形成に必要な思考方法

山梨学院大学行政研究センター『政策研究と公務員教育』(1992)は、13人の共著で、政策形成において、職員研修に必要な知識や方法について論じている。森田朗(千葉大学)は、政策形成に必要な知識について、政策形成の理論のほか、それぞれの問題に関する知識や情報に加えて、広く政策および政府活動に関する法律、経済、政治、行政に関する知識が重要であるが、「それらの知識や情報を体系的に結びつけていく思考方法」が非常に重要であると述べている。河中二講(山梨学院大学)は、政策決定には、自分の能力を評価するための精神の安定、新しい発想を産み出す意欲・創意・能動性、リスクの予兆を早く捉える眼識、現状の問題点を発見し指摘する批判力、イニシアティブを発揮する行動性が必要であると述べている。

このほか、求められている知的能力として、「新たな変化を読み取り、問題の発生を早く捉え、見通しを立てる能力」、型破りな事態が発生して、危機が生じたとき、今後の方向を変化の中でいち早く捉え得る「連想的能力」「発見的能力」、定石通りに事が運ばない時、新しい問題について、新たな方策を見つけ出し考える「発見的思考力」が求められると述べている。

江口清三郎(山梨学院大学)は、政策研究に関する職員研修について論じ、政策研究の阻害状況と

して、次の点を挙げている。

- ①自治体や職場において、何が問題となり、何が起きているのかが知らされていない。
- ②自治体が何を目指し、何を目標としているのかわかることができないし、知らされていない（例えば総合計画などが配布されないし、研修も行われていない）。
- ③現に行われている施策を批判したり、欠点を指摘したりすることはできない。
- ④過去に起きた事件や事故を取り上げたり、批判したりすることはタブーである。

このような現状に対して、次の2点を提案している。

- ・資料請求権など、政策研究を行う上で必要な資料等を入手できるようにすること。
- ・批判する自由を徹底して保障すること。

後者については、政策研究の真髄は現在行われている自治体やその施策を批判することであると述べている。

これらの意見では、政策形成に必要な知識、能力、資料が明らかにされている。このような知識や能力を育成するには、そのための学習と資料が必要と考えられる。

2.2 自治体シンクタンク

牧瀬稔は、『政策形成の戦略と展開：自治体シンクタンク序説』（2009）で、自治体シンクタンクの現状、実際、可能性、行方について論じている。今後、地方分権によって都市間競争が展開されるため、各自治体では政策形成力の確立が求められるが、その一つ的手段として自治体シンクタンクがあり、近年盛んに設置されている。シンクタンクの機能の中で、政策開発調査機能について論じており、調査のための統計の加工・分析、独自データの収集・加工・分析に言及しているが、調査のための資料については触れていない。

3. 住民による政策形成

3.1 住民による政策形成に関する文献

間山達志（同志社大学）は、『政策研究と公務員教育』で、市民が行政の政策立案に参加するためには、市民に、政策に関する理論や知識のほか、ある程度の政策分析や政策評価に関する専門知識が必要であると述べている。

3.2 住民による地域調査活動

宮内泰介（北海道大学）は、『自分で調べる技術 - 市民のための調査入門』（2004）で、市民が、地域の問題、社会的問題の解決のために行う調査を「市民調査」と呼び、その方法についてくわしく解説している。市民が、行政の施策に対してパブリックコメント等で意見を述べるため、または、行政の施策に参加するため、あるいは、行政、専門家、マスコミに頼らず、地域の問題を解決するために、問題を的確に発見し、調査する方法である。「2 資料・文献」では、各種文献の探し方、図書館の利用方法、インターネットの活用法等について具体的に解説している。ほかに、「フィールドワーク」の章がある。

高原稔（地域問題研究所）は、『市民シンクタンクのすすめ：みんなの調査力・情報力で地域を変えよう！』（2007）で、市民による地域の調査を市民調査と呼び、その方法を解説している。市民が政

策の立案や条例の制定に積極的に参加すべき社会になってきたが、市民には地域経営に関する情報の収集、取り扱い、活用のノウハウが不足している。このため、ヒアリング調査や事例調査を中心に、地域経営に関する情報の収集、活用の方法をわかりやすく解説している。第1章の中の「市民力は調査力」の項で、文献探索について述べ、文献の入手先として図書館を挙げている。

4. まとめ

4.1 研究課題の検討

以上の文献をもとに、3つの研究課題について検討する。

①地方公共団体、住民は政策形成において資料や情報を必要としているのか。

これについては、地方公共団体側では、松下、鹿児島、江口、住民側では、宮内、高原が、資料や情報が必要であると述べている。

②必要としているとすれば、どのような資料や情報を必要としているのか。

これについては、地方公共団体側では、松下、鹿児島、江口が、必要な資料について詳しく指摘し、住民に必要な資料、ツールやノウハウについては、宮内や高原が述べている。関連して、それを支える学問知識や発想についても、地方公共団体側では、森田、河中、住民については、間山が指摘している。

③公共図書館の提供する資料や情報に対して要求があるのか。

図書館の利用について、地方公共団体側では、松下、鹿児島、住民側では、宮内、高瀬が言及している。

以上のように、地方公共団体、住民が地域政策研究の中で資料や情報に対するニーズを持っていること、図書館の提供する資料や情報に対する要求があることが明らかになった。今後は、ニーズの内容について調査する必要がある。

4.2 政策形成における社会教育、図書館の役割

政策形成のためには、地方公共団体の職員や住民が自ら資料や情報を用いて学習や研究を行う必要がある。このような学習は社会教育の役割と考えられる。資料については、様々な立場や観点から書かれた幅広い文献を収集し、その地域の立場から本当に納得できる資料を探すことが必要である。このためには、地域に大型書店と図書館が必要である。

これからの図書館の在り方検討協力者会議『これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～（報告）』（2006）では、地方の社会における情報提供の現状について、次のように述べている。

（略）大都市圏とそれ以外の地域では、

大学、書店、試験研究機関、博物館等情報の拠点となる諸機関やそれに関わる人々の数、産業、教育、文化等に関するイベント等の情報提供機会に格差があり、それが入手できる情報の格差にもつながっている。このことは、個人や団体が判断する際の情報収集活動を妨げ、その結果、地方分権下での地域の発展に支障をきたすおそれがある。

公共図書館はこの点を補う役割を持っていると考えられる。公共図書館に政策形成に関する資料の

充実したコレクションを整備することは可能である。このような意味において、地方の社会にこそ、地域の課題を解決するために必要な資料を提供する公共図書館が必要である。

5. おわりに

地域政策の前提として、地域の実情を把握することが必要である。このことは、日本の今後の社会における人口減少や経済成長をどう認識するかという問題とかがわってくる。この点についても、今後、検討を進める必要がある。

本稿は、2012年11月10日に行われた日本生涯教育学会第33回大会自由研究部会 I の発表「地域政策研究と公共図書館」の前半部分をまとめたものである。

参考文献

(1) 地方公共団体の政策形成

- ・加藤栄一『行政マンの情報収集術』学陽書房、1983、256p. (学陽選書)
- ・松下圭一『都市型社会の自治』日本評論社、1987、259p.
- ・松下圭一『政策型思考と政治』東京大学出版会、1991、363p.
- ・清水江一『行政戦略・政策形成』ぎょうせい、1991、223p.
- ・山梨学院大学行政研究センター『政策研究と公務員教育』第一法規出版、1992、275p.
- ・鹿児島重治『地方公務員の政策形成』学陽書房、1995、170p.
- ・松下圭一『自治体は変わるか』岩波書店、1999、243p.
- ・清水江一『自治体の新政策形成戦略』ぎょうせい、2000、254p.
- ・今井 照『新自治体の政策形成』学陽書房、2001、212p.
- ・清水江一『自治体の新政策形成戦略』ぎょうせい、2002、254p.
- ・田村 秀『政策形成の基礎知識：分権時代の自治体職員に求められるもの』第一法規、2004、293p.
- ・『自治体政策づくり読本』公職研、2011、276p. (地方自治職員研修理事増刊号、98)
- ・ユージン・バーダック『政策立案の技法：問題解決を「成果」に結び付ける8つのステップ』東洋経済新報社、2012、202p.

(2) 自治体シンクタンク

- ・牧瀬 稔『政策形成の戦略と展開：自治体シンクタンク序説』東京法令出版、2009、194p.
- ・牧瀬 稔、戸田市政策研究所編著『政策開発の手法と実践：自治体シンクタンク「戸田市政策研究所」の可能性』東京法令、2009、257p.

(3) 市民による地域調査

- ・宮内泰介『自分で調べる技術 - 市民のための調査入門』岩波書店、2004、199p. (岩波アクティブ新書)
- ・高原 稔『市民シンクタンクのすすめ：みんなの調査力・情報力で地域を変えよう!』日本地域社会研究所、2007、320p.

研修資料

「司書資格取得のための大学における
履修科目の制定について」

研修資料

「司書資格取得のための大学における履修科目の制定について」

本資料作成の趣旨

各省庁が、所管する法律の改正を行ったり、審議会等の答申や報告を公表したりする際、その内容の理解や普及のために、雑誌等に説明のための記事が発表されるとともに、全国各地で研修会や説明会が行われ、各省庁の行政職員や施策の企画に携わった研究者等が講演や説明を行うことが一般的である。その際、講師や説明者は、パワーポイント資料を作成し、全国各地に赴くために長い時間を必要とする。また、各図書館では、講師を依頼するために費用が必要となる。各図書館等で、図書館職員が講師となって研修を行うためには、パワーポイント資料等の詳しい研修資料が必要になる。

そこで、これらの問題点を克服するために、比較的詳しいパワーポイント資料を作成し、機関リポジトリに掲載して、誰でも活用できるようにする方法を検討した。これによって、講師や説明者の負担が軽減されるとともに、必ずしも講師を招聘しなくとも、各図書館で資料をダウンロードして、自主的な研修や学習ができるようになる。

各図書館、また、個々の図書館職員が、本資料を活用して、司書養成科目の考え方等について学び、さらなる資質向上に努められることを期待します。

司書資格取得のための大学における 履修科目の制定について

2011年12月19日

葉袋秀樹(筑波大学)

市川恵理(筑波大学)

1

目次

はじめに

1. 履修科目制定の背景
 2. 協力者会議における議論の方法
 3. 基本的な考え方
 4. 新しい科目
 5. 現職者の生涯学習
 6. 関係団体の対応
- おわりに

2

趣旨の説明

- この資料は、司書資格を得るための履修科目の制定について説明したもので、各図書館等で研修や学習に活用していただくために作成したものです。ダウンロードして、研修や学習に、自由に利用していただいて結構です。

3

はじめに

- この資料では、いわゆる司書科目の制定の基礎となった報告書『司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について(報告)』(これからの図書館の在り方検討協力者会議、2009年2月)の基本的な考え方について述べる。

4

はじめに

- これからの図書館の在り方検討協力者会議は、2006年3月に『これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～(報告)』を発表した後、一部の委員が交代し、2006年7月に改めて設置され、2009年2月まで、約2年半検討を行った。委員は、前半は10名、後半は12名である。

5

はじめに

- 司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目について、司書に必要な基礎的な知識・技術の内容を検討するという視点から、幅広く関係者から意見を聞きつつ検討を進め、その結果を『司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について(報告)』としてとりまとめた。

6

はじめに

- 科目を中心とする基本的な考え方と、科目そのものに関する検討が行われた。後者に関心が集まりがちであるが、前者にも注目していただきたい。

7

1. 履修科目制定の背景(1)これまで

①司書の資格

- 図書館法で定められている司書の資格は、公共図書館の専門職員の資格である。
- 学校図書館、大学図書館、専門図書館の専門職員の資格は存在しない。
- 学校図書館司書教諭は、法律で定められているが、学校図書館の専任職員ではない。

8

1. 履修科目制定の背景(1)これまで

②他の館種の図書館職員の資格

- 公共図書館の専門的職員である司書の資格は、学校図書館、大学図書館、専門図書館の職員等、図書館職員一般の資格として流用されているが、これは本来のあり方ではない。
- 本来は、館種別の資格と養成プログラムが必要と考えられる。

9

1. 履修科目制定の背景(1)これまで

③司書資格の取得方法

- 司書資格を得るには、次の2つの方法がある。
 - 大学の司書課程や専攻科で、図書館に関する科目を履修する。
 - 司書講習を受講して、図書館に関する科目を履修する。

10

1. 履修科目制定の背景(1)これまで

④司書資格のための科目

- これまで、図書館司書の資格を得るために履修すべき科目としては、司書講習科目のみが定められ、その科目が大学の司書課程でも用いられてきた。大学で履修すべき科目は定められてこなかった。

11

1. 履修科目制定の背景(1)これまで

⑤司書講習科目への読み替え

- この結果、大学における司書養成のための科目として、司書講習の修得科目が用いられ、大学における開講科目を、修得科目の単位に相当するものとして文部科学大臣が認めることが必要であった。

12

「司書講習は、現職者を対象として設定されたものであり、修得すべき科目・単位数については、(略)必ずしも大学の教育課程において行うにふさわしいものとなっていないという指摘や、講習科目を大学の課程に適用することに対して、非常に強い抵抗感があるという指摘もあった。(略)図書館関係団体や大学教員等から、(略)「図書館に関する科目」を明確化することについての強い要望が出されていた。」(p.3)

13

1. 履修科目制定の背景(1)これまで

⑥これまでの図書館職員養成の問題点

- 司書課程の履修科目は20単位台が限度である。それ以上のレベルの学習機会は、専攻科等で開かれているが、社会人には開かれていなかった。他方、社会人が入学できる大学院修士課程が開かれ、社会人の学習機会として成功している。

14

1. 履修科目制定の背景(1)これまで

⑥これまでの図書館職員養成の問題点

- 2007年度における司書資格取得人数と取得方法は下記のとおりであり、大学において取得した人が約9割であった。

大学において図書館に関する科目を修得した者
9,076人
司書の講習(13大学)を修了した者 1,209人
(文部科学省調べ)

15

1. 履修科目制定の背景(2)法令

①司書資格取得方法

- 2008年6月まで、司書資格の取得方法は、図書館法第5条で次のように定められていた。

第5条 左の各号の一に該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学又は高等専門学校を卒業した者で第6条の規定による司書の講習を修了したもの
- 二 大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの

16

1. 履修科目制定の背景(2)法令

②司書講習のための履修科目

司書講習のための履修科目は、次のように定められている。

第6条第2項

司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部省令で定める。

17

1. 履修科目制定の背景(1)法令

③図書館法施行規則

- 「司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目」は、図書館法施行規則(文部省令)第4条で定められていた。
- 現在は、第1条で定められている。

18

1. 履修科目制定の背景(2)法令

④図書館に関する科目

- 第5条第2号で規定された「図書館に関する科目」は定められてこなかった。
- 第2号には、「文部科学省令で定める」という文言がなく、「図書館に関する科目」を文部科学省が定めることが明確になっていない。
- 「図書館に関する科目」を文部科学省令で定めるには図書館法の改正が必要であった。

19

1. 履修科目制定の背景(2)法令

⑤社会教育主事、学芸員養成に関する規定

- 社会教育主事、学芸員については、社会教育法、博物館法で、省令による科目の制定について定められている。
- それをもとに、文部科学省令で、大学で履修すべき科目が定められている。

20

1. 履修科目制定の背景(2)法令

⑥社会教育主事、学芸員養成に関する規定

- **社会教育法**第9条の4第3号
大学を卒業した者で大学において**文部科学省令で定める社会教育**に関する科目を履修したもの
- **博物館**第5条第1号
大学を卒業した者で大学において**文部科学省令で定める博物館**に関する科目を履修したもの

21

1. 履修科目制定の背景(2)法令

⑦図書館法の改正

- **2008年6月、図書館法**第5条第1号は、次のように改正された。
第5条第1号
大学を卒業した者で大学において**文部科学省令で定める図書館**に関する科目を履修したもの

22

1. 履修科目制定の背景(2)法令

旧図書館法

第5条 左の各号の一に該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学又は高等専門学校を卒業した者で第6条の規定による司書の講習を修了したもの
- 二 大学を卒業した者で大学において**図書館**に関する科目を履修したもの

23

1. 履修科目制定の背景(3)科目

- 履修科目を新たに制定することになった。
- しかし、司書講習科目は、これまでも定められてきた。
- 実質的には、司書講習科目の3回目の改訂の意味もある。

24

1. 履修科目制定の背景(3)科目

- ・ 図書館法施行規則は1950年に制定され、司書科目を定めている。施行規則の科目に関する規程は、これまで2回、改正され、次の3期を経ている。

①第1期(1950年9月～1968年3月)

必修科目11単位、選択科目4単位、合計14科目15単位である。

25

1. 履修科目制定の背景(3)科目

②第2期(1968年4月～1997年3月)

1968年に改正された。
必修科目15単位、選択科目4単位の合計13科目19単位である。

③第3期(1997年4月～)

1996年に改正された。
必修科目18単位、選択科目2単位の合計14科目20単位である。

26

1. 履修科目制定の背景(4)改革

①『これからの図書館像』等における指摘

- ・ これからの図書館の在り方検討協力者会議『これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～(報告)』(2006年3月)において、図書館のあるべき姿が示され、その実現のための課題の一つとして、司書の資質向上の必要性について指摘された。

27

1. 履修科目制定の背景(4)改革

- ・ 司書の資質の向上を図るため、その履修すべき科目の見直し等養成課程の改善を図ることが、中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」(2008年2月)で改めて指摘されたほか、教育振興基本計画(2008年7月閣議決定)にも盛り込まれた。

28

1. 履修科目制定の背景(4)改革

②協力者会議の報告

- ・ 図書館法の改正(2008年6月)を受けて、これからの図書館の在り方検討協力者会議は、検討を進め、『司書資格取得のために大学で履修すべき図書館に関する科目の在り方について(報告)』(2009年2月)を発表した。

29

1. 履修科目制定の背景(4)改革

③文部科学省令の改正

- ・ 2009年4月、『報告』をもとに、文部科学省令が改正され、司書資格取得のために大学で履修すべき図書館に関する科目が初めて定められた。これによって、大学における司書養成が本来の形で行われることとなり、図書館界の長年にわたる念願が実現された。

30

2. 協力者会議における議論の方法

①図書館のビジョン・目標

- ・ 科目制定の目標は、『これからの図書館像』(2006年)を実現できる司書の養成である。履修科目を考える前提として、今後の図書館の在り方を示すビジョンが制定されており、**明確な目標がある。**

31

2. 協力者会議における議論の方法

②養成・研修による人材育成

- ・ 協力者会議では、大学での司書養成だけでなく、図書館職員の研修の在り方についても、並行して検討している。
- ・ キャリアパスの考え方が重視されており、人材の長期的な育成方法について検討している。

32

2. 協力者会議における議論の方法

③履修科目制定の必要性

- ・ 履修科目の制定の必要性については、近年あまり論じられていなかったため、この点を改めて確認する必要があった。

33

2. 協力者会議における議論の方法

④協力者会議の議題

- ・ 図書館職員の制度全般について、協力者会議で議論するためには、関係者の間で、ある程度議論が行われており、ある程度の結論が出ていることが必要である。

34

2. 協力者会議における議論の方法

⑤図書館学教員と図書館職員

- ・ 協力者会議には、公共図書館職員の代表も参加している。大学教員と図書館職員は、関心や意見が異なり、補い合う関係にある。このほか、公共図書館関係者・団体の意見も参考としている。利用者、消費者のニーズに配慮している点が特徴である。

35

2. 協力者会議における議論の方法

⑥調査データ

- ・ 大学における開講単位数、演習科目の時間数等について、文部科学省によって、短期間で全国調査が行われたため、実態を踏まえた検討を行うことができた。

36

3. 基本的な考え方

①漸進的改革の迅速な積み重ね

- ししばしば言及される「抜本的」な改革ではなく、漸進的な改革の積み重ねをめざし、それを迅速に進めることをめざした。

「社会の変化に対応して、図書館に関する科目の見直しについて一定期間ごとに検討を行うことが必要であるとする。」(p.4)

37

3. 基本的な考え方

②必要な科目・単位数の提案の努力

- まず、必要な科目・単位数を明らかにし、次に当面必要な科目・単位数を検討して決定した。
必要単位数:28単位 → 当面必要単位数 24単位
- 必要単位数はもっと多いことを指摘する必要があると考えたため、理想と現実のギャップの存在を明らかにし、その解決を今後の課題としている。

38

3. 基本的な考え方

③基礎としての省令科目

履修科目は、養成の基礎であり、入口である。

「図書館に関する科目は、図書館で勤務し専門的職員として図書館サービス等を行うための基礎的な知識・技術を修得するためのものであり、その後、さらに専門的な知識・技術を身に付けていくための入口として位置付けることが適切である。」(p.3)

39

「すなわち、司書に必要な資質・能力は、司書資格を取得した後、図書館の業務経験や研修及びその他の学習機会等による学習等を通じて、徐々に形成されていくものであり、図書館に関する科目はそのための基盤を形成するものと考ええる。」(p.3)

40

3. 基本的な考え方

④司書の生涯学習(継続教育)

- この結果、司書は、履修科目を学習した後、継続して学習を続ける必要が生じる。これを「司書の生涯学習」と呼びたい。

「このため、大学は、学生に資格取得後も学習を続けるよう奨励し、図書館の設置者は、司書に資質・経験等に応じて継続的に研修に参加させ、知識・技術を向上させるように努め、図書館職員は自主的に学習を積み重ねることが重要である。」(p.4)

41

「一部の大学や大学院では、図書館に関するより専門的な知識・技術を身につけるための科目を開講している。専門的な知識・技術の向上の観点から、さらに多くの大学等で、より多様な内容の科目が開講され、さらに、社会人のための様々な教育機会や各種の研修の機会の拡大を通じて、これらの科目内容や教育内容が広く普及することが期待される。このために、今後、これらの科目のあり方について、関係者の間で検討が行われることが望まれる。」(p.4)

42

3. 基本的な考え方

⑤知識の体系と生涯学習の必要性

- 全体として、図書館職員に必要な知識の体系を示し、履修科目以外は、継続して学習すべきものと考えた。
- 従来、図書館に関する科目のみが論じられる傾向があったが、図書館業務には、さまざまな知識が必要である。

43

3. 基本的な考え方

- 司書が学習する必要があるのは直接図書館に関係する科目だけではない。
- これらは、大学で、または就職後、学習することが必要である。

44

3. 基本的な考え方

A. 大学の教育課程における基礎的な知識

憲法、外国語、情報技術

「司書として図書館業務に従事するには、図書館に関する基礎的な知識・技術の習得はもちろんのこと、憲法や外国語、情報技術などの大学の教育課程における基礎的な知識を身につけることも必要である。」(p.7)

45

3. 基本的な考え方

B. 図書館業務に関する知識の基礎となる さまざまな学問分野の知識

行政学、法学、経済学、経営学、
社会学、教育学、心理学、歴史学、
情報学など

46

「図書館業務に関する知識の基礎となる、行政学、法学、経済学、経営学、社会学、教育学、心理学、歴史学、情報学などの様々な分野の知識を、大学等で、又は図書館就職後に学習することが望ましい。」(p.4)

47

3. 基本的な考え方

C. 主題専門分野の知識

人文、社会、科学技術、医学・生物学、
地域社会

- 図書館が扱う資料や情報の主題に関する知識、いわゆる主題知識の学習が必要である。

48

「高度化・多様化する住民の学習ニーズに応え、課題解決支援のためのサービスを提供するには、人文、社会、科学技術、医学・生物学、地域社会などの主題専門分野についても学習することが必要である。これらの主題専門知識については、大学等で学習に努めるとともに、図書館就職後も継続的に学習し、常に最新の情報を把握することが望まれる。」(p.7)

49

3. 基本的な考え方

D. 図書館に関するより専門的な知識・技術 図書館情報学(学部・大学院レベル)

- 一部の大学・大学院で開講している科目

50

3. 基本的な考え方

⑥継続的な学習(生涯学習)の必要性

- 司書資格を取得した後も継続的な学習が必要である。研修だけでなく、司書講習や通信教育などの大学の授業を活用すれば、正規の授業で学習ができる。大学の司書課程等はより大きな役割を担うことになる。

51

3. 基本的な考え方

⑥継続的な学習(生涯学習)の必要性

- 従来は、研修が重視されていた。研修には、大学の授業と比べて、学習時間が短い、試験がない等の弱点がある。

52

3. 基本的な考え方

⑦教育体制の整備

- 科目の制定だけでなく、図書館に関する領域を専門とする教員の確保と研修、司書養成体制の外部評価等、大学と教員の側の改善が必要であることを指摘し、教育体制の整備をめざしている。

53

「司書養成教育の水準の向上を図るには、新しい科目の授業の実施とともに、司書養成課程の管理、学生に対する指導、並びに教育内容等に関する組織的な研修を着実に実施していく必要がある。このためには、これらを担当することができる、図書館に関する領域を専門とする専任教員を十分に確保することが重要である。」(p.12)

54

「大学設置基準等においては、教育内容等の改善のための組織的な研修等を行うものとされており、大学における図書館に関する科目についても実施されることを期待する。」

「大学及び司書講習における養成体制の整備が重要であるため、大学評価の一環として、大学及び司書講習における司書養成体制に対する外部評価が行われることが望ましい。」(p.12)

55

3. 基本的な考え方

⑧今後の課題

- 今後の検討が必要な事項を包括的に示している。
 - ・司書有資格者の生涯学習(継続教育)の期待
 - ・一定期間ごとの科目の見直し
 - ・図書館を専門とする専任教員の十分な確保
 - ・担当教員の研修
 - ・司書養成体制の外部評価
 - ・司書養成大学間の連携・協力
 - ・大学院での教育体制に関する関係者間での検討

56

4. 新しい科目(1)科目構成

①科目・単位数

- ・科目の内容については、社会と住民のニーズや図書館実務の変化に対応して、適切な改善・充実を図っている。従来不十分だった分野の科目を設定し、既存科目については単位の充実を図った。

14科目20単位 → 13科目24単位

57

4. 新しい科目(1)科目構成

②新設された科目

- ・図書館情報技術論(2単位)

③単位数が増えた科目

- ・生涯学習概論(1単位) → (2単位)
- ・図書館経営論(1単位) →
図書館制度・経営論(2単位)
- ・児童サービス論(1単位) → (2単位)

58

4. 新しい科目(1)科目構成

④統合された科目

- ・図書館資料論(2単位) →
- ・専門資料論(1単位) →
図書館情報資源概論(2単位)

⑤名称が変わった科目

- ・図書館資料論(2単位) →
図書館情報資源概論(2単位)

59

4. 新しい科目(2)個別科目

①制度・行政論の充実

- ・「図書館経営論」(1単位)を「図書館制度・経営論」(2単位)とし、図書館関係の法規等を充実し、「生涯学習概論」の単位を増加し(2単位へ)、教育関係法規、教育・自治体行政関係を充実した。

60

4. 新しい科目(2)個別科目

②「図書館概論」

- ・ 従来、内容が過密であったが、制度・行政関係、図書館ネットワーク関係等を他の科目に移すことによって、図書館の本質についてより深く講義する時間を確保した。

61

4. 新しい科目(2)個別科目

③情報化への対応

- ・ 社会における情報化の急激な進展に対応するため、新たに「図書館情報技術論」(2単位)を設置し、必要に応じて、演習を交えて学べるように配慮した。

62

4. 新しい科目(2)個別科目

④ネットワーク情報資源の重視

- ・ ネットワーク情報資源の重要性に配慮して、従来の「図書館資料論」(2単位)に、新しいネットワーク情報資源を加えた「図書館情報資源概論」(2単位)を設けた。

63

4. 新しい科目(2)個別科目

⑤児童サービスの充実

- ・ 「児童サービス論」の単位を増加し(2単位へ)、子どもの読書の意義の明確化等の充実を図った。

64

4. 新しい科目(2)個別科目

⑥選択科目の重視

- ・ 従来は5科目であったが、7科目とし、最後に置かれていた「図書館特論」を3科目に分けて最初に置き、各大学の判断で科目を設置しやすくした。総合演習、実習等の科目を設け、多様な形で学習ができるよう配慮した。「図書・図書館史」を設け、「図書館施設論」を復活させた。

65

4. 新しい科目(2)個別科目

旧科目	新科目
図書及び図書館史	図書館基礎特論
資料特論	図書館サービス特論
コミュニケーション論	図書館情報資源特論
情報機器論	図書・図書館史
図書館特論	図書館施設論
	図書館総合演習
	図書館実習

各1単位、2科目以上選択

66

4. 新しい科目(2)個別科目

⑦科目の内容

- 各講義科目には10項目、演習科目には7項目の内容を示し、欠落と重複のない、相互関係が明確な学習内容となるよう配慮した。

67

4. 新しい科目(3)科目の内容

①科目間の連絡・調整

- 科目間の区分が明確になるように努めた。どのように科目を区分しても、科目間には関連が生じ、連携が必要になるため、担当教員間の連絡・調整が必要である。
- 最初の科目で、必要な専門用語の学習を行うことも考えられる。

68

4. 新しい科目(3)科目の内容

②理論の重視

- 各科目については、最初の部分で、できる限り理論的な内容を含めるように努めた。
 - 図書館制度・経営論
「公共機関・施設の経営方法」
 - 情報サービス論
「情報社会と図書館の情報サービス」
 - 児童サービス論
「発達と学習における読書の役割」

69

4. 新しい科目(3)科目の内容

③実践的ノウハウの知識

- 「接遇」など、図書館の実務に必要な実践的なノウハウの知識も含めるように努めた。
 - 図書館サービス概論
「利用者に対する接遇・コミュニケーション、広報」
 - 情報サービス演習
「情報サービスの設計(レファレンスサービスの体制づくりを含む)」

70

「図書館業務の遂行に際しては、利用者との受け答えなど社会人としての総合的な能力が求められることから、このような能力の育成を目指すインターンシップあるいは体験型学習等の学習機会を活用して取り組むことが望まれる。」(p.4)

71

4. 新しい科目(3)科目の内容

④社会の変化への対応

- 今後、さらに情報化が進行することが予想される。その場合には、「図書館」や「司書」の概念を、社会の変化に合わせて徐々に変化させることによって、調整することが必要である。

72

4. 新しい科目(3)科目の内容

⑤各館種図書館に関する知識

- 公共図書館だけでなく、他の館種の図書館に関する知識も必要であるため、できる限り、その知識を含めるように努めた。
 - ・図書館概論
「館種別図書館と利用者のニーズ」
 - ・児童サービス論
「学校、学校図書館の活動」

73

4. 新しい科目(3)科目の内容

⑥変化への対応

- 特に大きな変化が予想される科目については、新たな変化に対応するための項目を設けた。
 - ・図書館概論
「図書館の課題と展望」
 - ・図書館情報技術論
「最新の情報技術と図書館」

74

5. 現職者の生涯学習

①履修科目数の限界の打開策

- 大学の司書課程で、司書養成に必要な学習すべてを行うことは困難である。
- この点の打開策は、まず大学で、第1段階（入門的知識）として、24単位を学習し、大学卒業後、第2段階として、24単位以外の科目を学習することが考えられる。

75

5. 現職者の生涯学習

②履修科目の意義

- 入門としての履修科目の目的は、図書館の意義や重要性に関する認識を得ること、図書館業務に対する意欲を引き出すことと考えるべきである。

76

5. 現職者の生涯学習

③履修科目以外の学習の方法

- 第2段階の学習方法として、集中講義、司書講習、通信教育、e-ラーニング（遠隔学習）が考えられる。
- 大学や自治体が、現職者による自主的な学習を奨励すること、そのための学習環境を整備することが必要である。

77

5. 現職者の生涯学習

④新設科目の学習

- 現職者には、特に、新設科目の学習が必要である。これによって、新規採用がないため、新設科目の履修者がいないという事態を避けることができる。

78

5. 現職者の生涯学習

⑤履修科目以外の学習機会

- ・各大学で、少数であっても、「図書館に関する科目」を補足する科目、より専門的な内容の科目を開講し、それを現職者が科目等履修生として履修できるようにすることが考えられる。当面は「図書館特論」を活用する。

79

5. 現職者の生涯学習

⑥履修科目以外の学習機会の制度

- ・上記の開講科目について、関係機関で科目の体系等を検討し、標準化を図る。
- ・これによって、上級資格に相当する科目の開講と履修の実態を徐々に形成できる。
- ・ただし、その科目の内容は、「図書館に関する科目」の履修を前提とし、それよりも専門的な内容であることを明確にする必要がある。

80

5. 現職者の生涯学習

⑦特論科目

- ・多様な特論科目を開講できるように、多数の特論の科目を設けた。必修科目を越える専門的な内容を取り上げることができる。
- ・24単位に含めるとともに、より多く科目を開講して、それを越えた学習として位置付けることが考えられる。

81

5. 現職者の生涯学習

⑧現職者、社会人の受入れ

- ・現職者の教育を進めるために、既存の授業に現職者、社会人を受け入れること、現職者、社会人向けの授業を行うことが考えられる。このために、県の図書館協会や近隣の大学との連携・協力が考えられる。

82

5. 現職者の生涯学習

⑨図書館職員と大学の協力

- ・図書館職員と大学が、それぞれ現職者教育のために、連携・協力して取り組むことが期待される。

83

6. 関係団体の対応

①日本図書館協会図書館学教育部会

- ・全国図書館大会の部会、研究集会、『会報』等によって、その都度、報告や意見交換ができた点は効果的で、大変ありがたかった。

84

6. 関係団体の対応

②日本図書館協会

- ・『図書館雑誌』誌上で、報告ができた点は効果的であったが、図書館職員や利用者を含めた、会員による広範な議論を期待したい。

85

6. 関係団体の対応

③全国公共図書館協議会

- ・全国各県の図書館からの意見の集約が行われ、非常に参考になり、ありがたかった。全国図書館大会で、少数ではあるが、図書館職員の発言があり、大変参考になった。

86

6. 関係団体の対応

④図書館利用者

- ・科目の制定に際しては、図書館利用者の声を聞く必要がある。全国図書館大会の部会で少数ではあるが、図書館利用者の発言があり大変参考になった。

87

6. 関係団体の対応

⑤日本図書館情報学会

- ・教育部会とは異なる立場からの取り組みが可能と思われるので、今後の取り組みを期待したい。

88

おわりに

- ・省令改正や科目の制定も重要であるが、図書館職員の養成について、体系的な議論が行われて、多くの問題が提起された点が重要と考えられる。その実現をめざすとともに、これを契機に、図書館職員の養成について、積極的な議論が期待される。

89

おわりに

- ・今回の報告書で提案した司書養成の新しい考え方を活かすためには、これらの点について、検討を続け、必要な事項について調査を行ったり、ガイドラインを作成したりすることが必要と思われる。この点に関する取り組みが期待される。

90

株式会社図書館流通センター（TRC）の
研修に関するヒアリング調査報告

株式会社図書館流通センター（TRC）の研修に関する ヒアリング調査報告

日 時 2012年9月11日（火）15時～17時
訪問者 市川恵理 図書館情報メディア系准教授
薬袋秀樹 図書館情報メディア系教授
資 料 「TRCの図書館スタッフ養成」、みんなの図書館（406）、29-42、2011.2
『平成24年度図書館スタッフ研修計画』
『ライブラリースタッフ研修体系』ほか

ヒアリング調査結果概要

1. 図書館流通センターの研修に対する取り組み方

（1）行動目標

TRCでは、スタッフの行動目標として3つの行動目標「明るく、元気でいよう」「高いホスピタリティを発揮しよう」「幅広い知識と高度な専門性を身につけよう」を掲げている。研修プログラムは、この3点を土台に、スタッフをあらゆる図書館で通用するエキスパートに育てることを最終目標として実施している。

（2）研修の運営体制

研修の企画は、本社のサポート本部の研修チームが企画・実施している。図書館長経験者などが中心になって進めている講座もあるが、最終的には会社として決定し、実施している。

（3）研修の実施方法の工夫

①研修センターの整備

研修効果を高めるため、2009年に研修センターを整備した。研修センターには、模擬図書室、ICシステム、講義室、OA研修室を整備している。模擬図書室には、本物の図書館さながらにカウンター、資料が配架された書架が設置されており、実践的な研修を行えるよう整備されている。また、OA研修室は、一人一台のPC使用を前提としている。

②e-ラーニングシステム

研修の地域格差を解消するため、2009年度から開始した。図書館業務に付随する基本事項（著作権、危機管理、個人情報保護）や接遇研修、専門講座、スペシャリスト養成講座において活用しており、全国での受講が可能になった。

2. 研修の全体像

図書館流通センターの研修は、（1）必修研修、（2）選択研修（任意研修）、（3）責任者研修、（4）外部機関と連携した研修、（5）その他 といった、段階に応じた5種類の研修から構成されている。

3. 研修の概要

(1) 必修研修

必修研修は、入社時に始まる研修で、長期的な視点に立った育成プログラムである。業務の一環として、すべてのスタッフに受講が義務付けられている。段階的に構成されており、未受講のものと次の段階へは進むことができない。

必修研修は、①入社時研修、②リフレッシュ研修、③レベルアップ（1～4）研修と、配属された各図書館でのOJTから構成される。

①入社時研修

新規採用職員を対象とし、配属図書館で勤務を開始する前に、図書館で働く上での基礎について講義と実習で学ぶほか、TRCの概要説明や入社手続き等を行うものである。教材は、TRCが独自に作成している。所要時間は13時間である。

新規採用職員には、司書資格は有しているものの現場経験が皆無の者も多いため、入社時に研修を行うことが必要不可欠となっている。

<カリキュラム>

入社手続き、個人情報保護研修、業務について（基本編）

②リフレッシュ研修

入社時研修で学んだ内容を振り返り、技能、知識の確実な定着を目的とする。特に接遇に力を入れている。

<カリキュラム>

これからの図書館とTRCの役割、図書館で働くということ、図書館における個人情報保護と危機管理、ビジネスマナー ほか

③レベルアップ研修

全スタッフに年1回以上の受講が義務付けられた集合研修であり、経験年数によって内容が異なる。知識・技術の習得とともに、配属図書館以外のスタッフとの情報交換の場となっている。

<カリキュラム>

ステップ1：これからの図書館とTRC、TRC MARC1、プライバシーマーク制度と図書館業務における個人情報保護（初級編）、接遇1（基本編） ほか

ステップ2：TRC MARC2「人名典拠について」、プライバシーマーク制度と図書館業務における個人情報保護（中級編）、接遇2（中級編トラブル回避の手法） ほか

ステップ3：TRC MARC3「分類・件名について」、プライバシーマーク制度と図書館業務における個人情報保護（上級編）、接遇3（上級編クレーム対応） ほか

ステップ4：プライバシーマーク制度と図書館業務における個人情報保護（上級編）、（以下選択制）TRC MARC4「児童書検索について」、TRC MARC5「レファレンスに活用する」、TRC MARC6「目録作成実技」、指定管理者制度の優位性と評価、図書館を使った調べる学習コンクールを知る ほか

(2) 選択研修（任意研修）

更なるステップアップをサポートする研修で、一つのテーマを掘り下げる専門講座、処遇と連動したスペシャリスト養成講座等を実施する。講師は内部講師のほか、外部からも招いて実施する。

①専門講座

一つのテーマをより専門的に学ぶ講座である。一部 e-ラーニングにも対応している。月に1～3講座を開催し（夏の繁忙期を除く）、平成24年度は23講座を開催している。

テーマ：図書館運営、児童サービス、レファレンス、自主事業・イベント ほか

②スペシャリスト養成講座

図書館サービスについて専門的な知識・技術を持った人材養成を目的とする。近年のスタッフ数の増加や、指定管理者制度の普及などによる業務範囲の拡大を受けて、専門職としてのキャリアパスの構築を図るために2009年度から開始したもので、処遇と連動したプログラムである。e-ラーニングを導入している。

司書資格を有し、レベルアップ2研修（入社2年目）以上を受講した者が書類選考に応募し、選考される。

受講者は、まず、4つのコースから構成される「エントリー基礎プログラム」を受講する。1年かけて4コースを修了し合格すると、「エントリー応用プログラム」に進む。「エントリー応用プログラム」では、「エントリー基礎プログラム」で学んだ内容に関連するテーマを各自一つ選び、業務の一環として研修成果を実践する。最大3年間受講することができ、これに合格すると「スペシャリスト」として認定され、TRCの正社員として登用される。調査時点では、2名が認定されていた。

③TOOLi（ツール アイ）達人講座

TRC MARC と TOOLi（TRC MARC の全件検索・発注・物流確認ができるオンラインデータベースシステム）のエキスパートを育成する講座である。少人数の演習形式で行う。

(3) その他の研修、講習等

各省庁や国立国会図書館等の外部機関や団体が主催する研修の情報を本社で収集し、スタッフに積極的な参加を働きかけている。

司書資格を有しない者には、資格取得を奨励している。基本的には通信教育での取得となるが、配属館の状況に応じて、夏期集中型の司書講習を受講させる場合もある。

また、筑波大学図書館情報メディア研究科へ委嘱して、寄附講座「図書館経営管理コース」を実施している。TRC社員以外にも幅広く開かれた講座であり、TRCでは、特に業務責任者（幹部候補生）に対して受講を強く勧めている。

4. 研修の実施状況と成果

2003年の地方自治法改正により指定管理者制度が導入され、社会教育施設へ適用できることが明示されたのが2005年1月である。2009年度から体系的な研修を開始し、これまでにスペシャリストとして認定され正社員として登用された者は2名である。現在、多数の者が「応用プログラム」を受講中であり、今後、段階的に増加していく見込みである。

研修の評価は、スタッフアンケートにより実施している。評価結果は、社長とエリア長で確認している。研修の成果をどの程度活かしているかについては、今後の課題である。また、指定管理者制度開始から約10年を機に、今後、研修の見直しを進めていく予定である。

5. 図書館流通センターの司書資格に対する考え方

図書館スタッフ全体の6割程度が司書資格を有している。受託の際、自治体から司書有資格者の配置を要求されることが多い。有資格者の割合が高くなることは好ましいが、その一方で、直営時代から勤務している、司書資格を有しない非常勤職員を社員として受け入れられないという問題もある。

また、資格は有していないが、これまでの職務上の経験から高い経営能力を有している者もいる。様々なタイプの人を各図書館内に混在させており、各館で、多様な視点からよりよいやり方を自分たちで探している。

新たに受託する図書館には、先に受託している近隣の図書館の社員を配置換えするなど、人事の調整も行っている。ただ、大都市など図書館数が多い地域ではやりやすいが、地方では困難である。

6. 社員の状況等

TRCでは、約4,700人（調査時）が図書館で勤務しており、このうち正社員は80人弱である。女性が全体の約85%である。指定管理者の契約には指定期間が定められており、継続的な雇用を確約できないことが、正社員として雇用できない最大の要因となっている。

社員の採用面接では、コミュニケーション能力を重視している。募集は、TRCのホームページ、リクルート、ウェブページ「われわれの館 図書館司書就職支援の館」を通じて案内しており、その際「明るく元気な方」募集と示している。

7. まとめ

経験年数や応じて体系的に研修が組まれている点、研修の修了と処遇を対応させ、研修参加へのモチベーションを高めている点が評価できる。また、座学、ロールプレイング、実践研修といった様々な手法を取り入れている点も評価できる。

他方、入社時研修は13時間であり、リフレッシュ研修を含めて、時間数が十分であるかどうか、そこにおける図書館に関する研修が充分であるかどうか、さらに調査が必要であるという印象を持った。また、正社員がきわめて少ない現状は、研修にも影響を与えるものと考えられる。

研修は、成果が現場で十分に活かされてこそ、価値のあるものとなる。今後は、研修内容の一層の充実を図るだけでなく、成果の活用状況について把握することが課題であろう。仮に、現場で成果を活かせていない実態が明らかになった場合は、その要因を突き止めて、排除していく努力が必要である。それによって、指定管理者制度の問題点が明確化され、その改善が図られることになり、よりよい制度の運用につながるものとする。

今回のインタビューに当たり、TRCから様々な資料をご提供いただいた。まずそのことに感謝申し上げる。しかし、その内容の多くは社外秘である。民間企業であるため、いたしかたないことではあるが、図書館は公共施設であり、税金で運営されている施設であるという観点から、ある程度の公開が望まれるところである。今後、TRCの充実した研修内容について公表され、それによって公共図書館全体のボトムアップが図られることを期待したい。

国の図書館政策の動向

国の図書館政策の動向

※本原稿は、2012年度筑波大学公開講座「これからの公共図書館政策」（2012年5月28日実施）における、「国の図書館政策—その発展と現状—」の講義内容に加筆したものである。

1. これまでの国の図書館振興策

はじめに、これまでの国の図書館振興策の歴史について述べる。

図書館法（昭和25年法律第118号）第20条では、国は、図書館を設置する地方公共団体に対して、補助金を交付できることが規定されている。1950年の図書館法制定以降、2003年度まで、国の図書館政策は、国庫補助金の交付を中心に展開されてきた。

（1）施設整備補助金

1951年、公立図書館の施設整備に係る国庫補助金の交付が開始された。以来、国は、施設整備や設備整備にかかる経費の一部を国庫負担することによって、公立図書館の整備を奨励してきた。本補助金は、図書館法2条に定める公立図書館施設を整備する事業に対して補助を行うもので、交付の対象は、都道府県・市町村（市町村の一部事務組合を含む）であり、補助対象経費は、建築に要する本工事費（建物の基礎、く体、屋根、造作及び仕上部分）及び附帯工事費（電気、ガス、給排水、冷暖房等）であった。

当時、図書館法等において、公立図書館が国庫補助金を受けるための条件が定められていた。図書館法第13条で、図書館長が司書有資格者であることが規定されていたほか、同法第19条・21条では、国庫補助を受ける場合の図書館の最低基準に関する規定が設けられていた。最低基準の具体的な内容は、「図書館法施行規則」（昭和25年文部省令第27号）で規定されており、「年間増加図書冊数」「司書・司書補数」「延べ床面積」について、図書館の規模等に応じて、具体的な数値が示されていた。

施設整備にかかる補助金は、1997年度限りで廃止された（沖縄県については平成10年度まで補助）。補助金廃止の理由について、文部省では、以下の4点を挙げている。

- ①制度創設から約45年が経過し、その結果社会教育施設の全国的な整備が相当進んでいる現状にあること。
- ②これらの施設の整備に当たって、本補助金に寄らず、起債を活用して地方単独で整備する地方公共団体が多くなったこと。
- ③地方6団体（全国知事会、全国市長会、全国町村長会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会）より地方分権推進委員会へ、本補助金を廃止すべきであるとの意見が出され、同委員会においても廃止すべきとの指摘がなされたこと。
- ④地方分権推進委員会の勧告により政府全体の方針として補助金の整理合理化を図るとされたこと。

施設整備補助金の廃止と連動して、1999年には、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）によって図書館法が改正され、補助金交付条件に係る条項が削除された。そして、これを機に、「図書館の設置及び運営の望ましい基準」の告示に向けた検討が本格的に開始された。

(2) 活動や設備整備に係る補助金

一方、公立社会教育施設に対する財政支援策として、地域で行われる様々な社会教育活動や、社会教育施設の設備整備に要する経費の一部を国庫補助する取組も行われてきた。

例えば、学習機会の提供の充実を図るための補助事業としては、「地域社会教育活動総合事業」(1995～1999)、施設の機能高度化を図るための設備整備への補助事業としては、「図書館の地域 IT 学習活動」(2002)、「学習活動支援設備整備事業」(1997～2001)、「学習拠点施設等情報化等推進事業」(2002～2003)、社会教育の専門職員の研修事業への補助としては、「社会教育研修支援事業」(1995～1999)等が実施されてきた。

しかし、これらの補助金については、小泉内閣の下で進められた「三位一体改革」の一環として、2003年度限りで廃止された。

※三位一体改革…平成14年(2002)6月に閣議決定された「骨太の方針第2弾(経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002)」において示された方針。

税源配分の在り方について、①国庫補助負担金の改革(削減)、②税源の移譲(国税から地方税へ)、③地方交付税の見直しという、3点について、三位一体で検討していくというもの。

※翌年閣議決定された「基本方針2003」の中で、「国庫補助負担金等整理合理化方針」が示され、2004年度予算から厳しく見直しを実施することが盛り込まれ、社会教育関係の補助金についても、この方針に基づいて、平成2003年度限りで終了とされた。

3. 補助金廃止後の図書館振興策

施設整備費補助金が1997年度限りで廃止され、活動等に係る補助金も2003年度限りで廃止され、社会教育に関する補助金が全面的に廃止されたことを受け、国の図書館振興策は、これまでの補助金を中心としたものから、調査研究や政策提言を中心としたものに方向転換した。

(1) 有識者会議による政策提言

補助金廃止後の施策の第一の柱は、有識者会議による政策提言である。2004年7月、文部科学省生涯学習政策局長決定により「これからの図書館の在り方検討協力者会議」(主査:薬袋秀樹 筑波大学教授、副主査:糸賀雅児 慶應義塾大学教授)を設置し、今日の図書館の現状や課題を把握・分析し、生涯学習社会における図書館の在り方について調査・検討を開始した。

本協力者会議は、2004年以降継続的に設置されており、これまでに4つの報告を取りまとめている。

①「これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～(報告)」(2006年3月)

これからの図書館は、地域や住民にとって役立つ施設、あるいは地域の発展に欠かせない施設として存在意義を明確に示していくことが必要であるとし、そのための具体的な取組として、課題解決支援機能の充実、紙媒体と電子媒体の組み合わせによるハイブリッド図書館の実現、他の図書館や関係機関との連携・協力(図書館間の連携協力、行政部局や各種団体・機関との連携協力)、学校との連携協力、広報(対象を絞った広報、組織・団体への個別の広報、新たな利用者を開拓するための広報)などの取組を提案している。

②「図書館職員の研修の充実方策について(報告)」(2008年6月)

「これからの図書館像」を実現し図書館の改革を進めていくためには、司書のさらなる資質向上が不可欠であるとし、司書の資質向上を図るための研修の充実方策について提言した。具体的な提言内

容は、

- ・研修内容に、最新の知識・技術、役職等に応じた必要な知識・技術を加えること
- ・研修に対する評価、研修参加者に対する評価の実施
- ・研修参加者・主催者による研修内容の周知・普及
- ・研修・研修参加を支援する仕組みの情報提供

などである。

また、本報告では、国や自治体、民間団体が実施している様々な研修を体系的に整理して提供することが必要であるという考え方にに基づき、市町村・都道府県・国等が実施している研修の対象や内容等がどうあるべきかについて、整理して示している。

まず、国においては、管理職や中堅の司書等の指導的立場にある者を対象に、

- ・高度かつ専門的な内容の研修（レファレンスサービス、児童サービス等）、
- ・全国的・国際的動向の理解など広い視野から職務を遂行するための研修（情報化と図書館、図書館関係施策等）、
- ・図書館経営に関する高度な研修（サービス計画、マネジメント等）、
- ・新たなニーズに対応した研修

などを行うことが求められる。このほか、地方公共団体が行う研修を支援するため、新たな研修プログラムや研修手法の開発、研修に関する情報の収集・提供、評価方法の開発・普及等を行うことも、国の役割であると提言されている。

次に、都道府県においては、初任者・中堅等の経験年数に対応して

- ・実務上必要な事項についての研修（事業計画、各種サービス、図書館間協力等）、
- ・地域社会の動向に対応した図書館運営に関する研修（ニーズの把握、学校や社会教育施設など関係機関との連携等）

等を実施することが求められる。また、都道府県内の研修に関する情報の収集・提供、域内市町村への講師の派遣など通じて、市町村の支援を行うことも重要であると提言されている。

市町村では、職員全般（短期雇用者、事務職員、社会教育施設等の図書室等の職員を含む）を対象に、図書館の意義や役割を理解するための研修や、日常業務に係わる実務研修等を行うことが重要であると提言している。

近年、国や都道府県、民間で様々な研修が実施されているが、自治体の財政状況の悪化等により、研修への出張旅費を出せない、または職員数が減少しているため人員に穴がかけられないといった理由から、研修への参加が困難になっているという声を聞く。

協力者会議報告では、大都市圏と地方では研修の機会に格差があることや、職員が多忙で研修に参加しづらいといった現状を踏まえ、研修実施に当たっては、多くの人が参加できるよう研修方法に工夫が必要なことや、各自治体においては研修に参加しやすい環境づくりを行うことが重要であることを述べ、その具体的な方法についても提言している。インターネット等を活用した遠隔教育による研修を導入すること、職員が研修に参加しやすい環境を整備するため、研修の必要性について理解促進に努めること、研修参加に対するインセンティブとして、研修歴を記録し評価する仕組みを作ることが例示されている。

③「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について（報告）」

(2009年2月)

2009年に司書科目が改正され、2012年4月から全面的に施行された。この報告は、新しい司書科目の科目・内容・単位数を提案したもので、文部科学省はこの報告に基づいて「図書館法施行規則」の改定を行い、新科目を制定した。

本報告では、「図書館に関する科目」について、図書館で勤務し専門職員として図書館サービス等を行うための基礎的な知識・技術を修得するためのものであり、その後、さらに専門的な知識・技術を身につけていくための入口であると位置づけている。そして、司書に必要な資質・能力は、司書資格を取得した後、図書館の業務経験や研修その他の学習機会等による学習等を通じて、徐々に形成されていくものであり、図書館に関する科目はそのための基盤を形成するものであると述べている。

また、このことを前提として、大学は、学生に司書資格取得後も学習を続けるよう奨励し、図書館の設置者は、司書に資質・経験に応じて継続的に研修に参加させ、知識・技術を向上させるように努め、図書館職員は自主的に学習を積み重ねることが重要であると提言している。

④「公立図書館の設置及び運営上望ましい基準の見直しについて」(2012年8月)

2008年の図書館法改正により、文部科学大臣は、「図書館の設置及び運営上望ましい基準」を策定し、公表することが新たに規定された。改正前の図書館法では、公立図書館に限定した望ましい基準の公表が求められていたのに対し、改正後は、私立図書館も含む図書館の健全な発達を図るために、新しい「望ましい基準」定め、公表することとされた。

新しい「望ましい基準」の策定に先立ち、文部科学省では、「これからの図書館の在り方検討協力者会議」において、その内容について検討を行った。

協力者会議報告では、検討に当たって、

- ・「公立図書館の設置及び運営上望ましい基準」(平成13年文部科学省告示第132号)以降の社会の変化や新しい課題へ対応することを重視し、「子どもの読書活動の推進に関する法律」などの新しい法律の目的の達成にも配慮して、図書館の運営の改善や環境整備を行うこと、
- ・『これからの図書館像』の内容を盛り込むこと、
- ・図書館法改正への対応として、望ましい基準の対象を私立図書館に拡大すること、図書館の運営状況に関し、評価・改善、情報提供等に努めること、都道府県教育委員会は研修を実施すること等について、新たに盛り込むことを提言した。

この報告に基づいて、文部科学省は新しい「望ましい基準」を策定し、2012年12月、文部科学大臣名で告示を行った。

(2) データや事例の収集・分析(調査研究)

補助金廃止後の施策の第2の柱は、「データや事例の収集・分析」である。これは、施策を検討したり企画するための基礎資料を収集するもので、毎年2～3テーマを設定し、シンクタンク等へ委託して実施している。調査研究の成果については、図書館への配付や文部科学省のホームページへの掲載によって、広く周知・普及に努めている。

【調査研究のテーマ例】

- ・社会教育施設の利用者アンケート等による効果的社会教育施設形成に関する調査研究(2011)
- ・図書館・博物館等への指定管理者制度導入に関する調査研究報告書(2010)
- ・図書館等における司書有資格者活用状況に関する実態調査(2009)

- ・「地域の図書館サービス充実支援事業」に関する調査結果報告書（2009）
- ・東アジア図書館実態調査に関する調査報告（2006）
- ・これからの図書館像－実践事例集－（2006）
- ・地域の情報ハブとしての図書館－課題解決型の図書館を目指して－（2005）
- ・公立図書館 PFI 事業化の可能性に関する調査研究（2004）

（3）実践的調査研究

施策の第3の柱は、実践的調査研究の実施である。地域への委託事業であり、全国のモデルとなるような先進的な取組を行う地域の実行委員会に対して、活動の補助を行う。近年では下記の事業が実施された。

- ・「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」における実証的共同研究（2010年度）
- ・図書館・博物館における地域の知の拠点推進事業（2009年度）
- ・地域の図書館サービス充実支援事業（2006年度～2008年度）
- ・社会教育活性化21世紀プラン（2004年度～2006年度）

事業の名称及び趣旨は概ね3年ごとに変わるが、いずれの事業も、地域における優れた社会教育活動に対して財政支援を行い、事業の成果を国でまとめ、全国に普及することを目的としている。これら委託事業を活用した取組の例を以下に記す。

①小山市立図書館（栃木県）

図書館に農業支援コーナーを設置した。農家向け図書館案内パンフレットを作成し、PR活動を行うなど生産者への情報提供を行う一方、小山市の農産物・特産物データベースを公開するほか、農業や食の安全をテーマとした市民向け講座を開催するなど、消費者への情報提供も行う。また、関係機関と連携し、農業ビジネス講座を開催するなど、農業ビジネスの情報提供を行う。事業の実施を通して、地元農産物情報の全国発信に貢献する。

②海士町教育委員会（島根県）

海士町の「離島」「公立図書館がない」という地域特性を逆に活かし、地区公民館、港のターミナル、保健福祉センターなど人が多く集まる拠点をそれぞれ図書館分館と位置づけ、島全体をネットワーク化して1つの「図書館」と見立てる「島まるごと図書館構想」を展開した。

委託事業では、公民館図書室におけるサービスの充実を重点的に行い、具体的には、本館（中央公民館の図書室）からの配本サービスやホームページ等を使った予約・リクエストサービスの実施、読書手帳の作成・発行、町内の保育所や学校と図書室との相互貸借システムの導入や蔵書のデータサービス化、ボランティアによる読み聞かせイベントの実施などに取り組んだ。

なお、委託事業の実施等により住民による図書の利用が増加し、図書館設置の必要性への理解が進み、2010年10月には、海士町中央図書館がオープンするに至った。

③鳥取県立図書館「図書館を活用した夢実現大賞選考事業」

図書館の機能を活用して、「個人や企業の課題を解決した事例」や「夢を実現した」事例を収集し、特にユニークな事例は最優秀賞・優秀賞として表彰するほか、副賞として、成功までのストーリーを漫画にして、全国に向けて情報発信するというもの。応募は11件12例あった。審査は、新規性（視点の新しさ）、社会への貢献度、図書館の活用度の3つの審査基準に沿って行われる。副賞の漫画には、応募者の事業所名などを記載しPRを支援するほか、図書館のビジネス支援機能自体のPRにもなっ

ている。

図書館を活用したビジネスの成功事例をまとめて公開できたことにより、図書館がビジネスに役立つことを証明できた、マスメディアに取り上げられ、図書館のイメージの変革につながったなどの成果が上がっている。

なお、2004年度から2010年度における公立図書館への委託事業一覧をまとめた（別添資料）。

事業を受託した各図書館では、委託事業期間中は充実した取組が行われているが、委託期間終了と同時に、または数年後には取組も終了してしまうことも多いと聞く。予算的な問題もあるが、受託当時の担当者の人事異動により、図書館の中で当該事業の優先順位が低下したり、ノウハウが他の職員に十分に蓄積・継承されていないことにより、事業が徐々に縮小し終了しているようである。

事業は、必ずしも継続すれば良いというわけでは無い。随時、評価・点検を行い、成果の上がない事業については見直しを行うことが重要である。国からの委託により開始した事業が、委託期間終了後継続的に行われていないならば、それは本当に意義ある取組だったのか、委託先の選考方法は適切だったのか、そもそも委託事業という手法が図書館の発展に有効であるのかなど、実施主体である国が検証を行う必要があると考える。

（４）地方交付税交付金

地方交付税の交付は、国から図書館に対する直接的な支援ではないが、社会教育施設への補助金が廃止されてしまった中で、現在、国から図書館への唯一の継続的な財政支援策となっている。

地方交付税には、標準的な自治体が標準的な行政を行うために必要な経費の一つとして、「図書館費」が積算されている。教育費の内訳として、小学校費・中学校費などと並んで「社会教育費」があり、その中の一つに社会教育施設費、さらにその中の一つとして「図書館費」が積算されている。2011年度の積算では、市レベル（人口10万人）では、図書館が1館、職員が8人で5,622万円、図書や視聴覚資料購入費などに充てる「需用費」が2,005万4千円、合計で7,627万4千円が積算されている。県レベル（人口170万人）では、図書館が1館、職員数は館長含めて28人分で1億9,157万円、図書館協議会委員9人でその報酬費として18万円、図書や視聴覚資料購入費等に充てる「需用費」が5,216万9千円積算され、図書館費として2億4,391万9千円積算されている。

しかしながら、地方交付税は、本来自治体の判断で自由に使うことができるものである。図書館費として支出するためには、各自治体で予算化することが必要である。予算を獲得するためには、図書館が地域振興に役立つ施設であることを積極的にアピールすることが必要であり、そのためには、根拠となるデータを持ち、職員が説明力を持つことが必要である。

（５）地域活性化交付金

平成22年度の補正予算において、国に「地域活性化交付金（住民生活に光を注ぐ交付金）」が創設された。

本交付金は、円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策の一環として、当時、内閣府地域活性化担当大臣であった片山善博氏のリーダーシップにより創設されたものである。これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野（地方消費者行政、DV対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援、知の地域づくり）に対する地方の取組を支援することを目的とし、地方公共団体が、これらの分野に関して、独自に取り組む事業の経費や、国から国庫補助金を受けて実施している事業の地方公共団体負担分に充てることもできるというもので、国が自治体に割り当て

た限度額内で計画を作成し、申請できるものであった。

交付対象となる分野のうち、「知の地域づくり」分野において、「図書館における司書の確保、図書の充実、図書館施設の改築・増築等」といった取組が対象とされたため、多くの図書館がこの交付金の活用を申請し、交付された。全体で約1060億円が交付され、このうち、「図書館、図書館同種施設、学校図書館の充実」を目的とした事業への交付額は約350億円で、約3分の1を占めている。

2011年12月、内閣府が、この交付金の活用事例集をホームページに公開しており、図書館に関する事例も紹介されている。<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/pdf/120106jirei.pdf>

(6) 災害復旧のための財政措置

政府は、大災害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年9月6日法律第153)に基づいて、その災害を「激甚災害」として指定するとともに、災害復旧のためにどのような措置を適用するかについて指定することとされている。適用される措置としては、地方公共団体が行う災害復旧事業等への国庫補助が、通常の補助率よりも嵩上げされるなど、特別の財政援助又は助成措置が講じられる。

社会教育施設に対しては、同法第16条において、「公立社会教育施設災害復旧事業」が規定されており、国は、激甚災害を受けた公立の社会教育施設の建物等の災害復旧に要する工事費、附帯工事費及び設備費並びに事務費について、予算の範囲内で、その3分の2を補助することができる。

近年では、東日本大震災が激甚災害に指定されており、文科省では、「公立社会教育施設災害復旧事業」の財源として、2011年度の第1次補正予算で87億円を予算確保し、被災地の復興支援に努めている。

2. 司書の資質向上の取組

(1) 研修事業

図書館法第7条では、図書館の専門的職員である司書及び司書補の資質向上のため、国と都道府県教育委員会に研修の実施を義務づけている。国においては経験年数等に応じて3種類の研修を実施している。

①図書館地区別研修

指導的立場にある中堅以上の司書を対象とし、図書館業務の専門的な知識・技術の習得を図ることを趣旨とする。対象は、公共図書館の勤務経験が3年以上の司書である。全国を6ブロックに分けて、都道府県教育委員会へ委託して実施している。

②図書館司書専門講座

司書として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い、都道府県・指定都市等での指導的立場になりうる司書としての力量を高めることを趣旨とする。対象は、勤務経験が概ね7年以上の司書で、指導的立場にある者である。文科省と国立教育政策研究所の共催により実施している。

③新任図書館長研修

新任の図書館長等に対し、図書館の管理・運営、サービスに関する専門知識や、図書館を取り巻く社会の動向等について研修を行い、図書館運営の責任者としての力量を高めることを目的とする。主として、公共図書館の館長・副館長に就任して1年未満の者を対象とする。毎年、筑波大学へ委託して実施している。

(2) 司書科目に関して

司書科目は、図書館法施行規則の第1章「図書館に関する科目」で規定されている。司書科目は、1950年に制定されて以来、これまで3回（1968年、1996年、2009年）改正されている。

【1950年制定時】

必修科目 10科目11単位

選択科目 4科目4単位以上

【1968年改正】

必修科目 9科目15単位

選択科目 4科目4単位以上

【1996年改正】

必修科目 12科目18単位

選択科目 2科目2単位

【2009年改正】

必修科目 11科目22単位

選択科目 2科目2単位

2009年の改正においては、社会の変化や住民のニーズの多様化、図書館実務の変化に対応して改善・充実を図った。2012年4月1日より全面的に施行された。2009年の主な改正点は下記のとおりである。

【新設された科目】

図書館情報技術論（2単位）

【単位数が増えた科目】

生涯学習概論（1単位）→（2単位）

図書館経営論（1単位）→図書館制度・経営論（2単位）

児童サービス論（1単位）→（2単位）

【統合された科目】

図書館資料論（1単位）専門資料論（1単位）→図書館情報資源概論（2単位）

【名称が変わった科目】

図書館資料論（2単位）→図書館情報資源概論（2単位）

3. 読書推進

次に、図書館にも深く関連する、読書推進に関する最近の施策について述べる。

(1) 子どもの読書活動の推進

子ども読書活動の推進にかかる施策の枠組みには、「子ども読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）と、同法第8条で規定される「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」がある。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要

な事項として、事業者の努力（法第5条関係）、保護者の役割（法第6条関係）、関係機関等との連携強化（法第7条関係）、子ども読書活動推進基本計画（法第8条・第9条関係）、子ども読書の日（法第10条関係）、財政上の措置等（法第11条関係）について規定している。

子ども読書基本計画は、「今後おおむね5年間にわたる施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにしている。第1次計画は2002年8月に閣議決定された。その後、2005年の文字・活字文化振興法の成立、2006年の教育基本法の改正、さらには、2004年と2007年に公表された「OECD生徒の学習到達度調査」により日本の子どもたちの読解力の向上が課題であることが明らかになったことなど、第一次基本計画期間における成果や課題、様々な情勢の変化等を検証した上で、基本計画の見直しを行い、2008年3月に、第二次基本計画が定められた。

第2次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」では、「家庭における取組」「地域における取組」「学校における取組」という大きく三つの区分を設けて、それぞれにおける方策を、数値目標とあわせて明記している。

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）の概要

第一次基本計画期間における取組・成果	第一次基本計画期間における課題	子どもの読書活動をめぐる情勢の変化
<ul style="list-style-type: none"> ・全都道府県において「子どもの読書活動推進計画」が策定 ・12学級以上の学校における司書教諭の発令が進む ・学校におけるボランティアの増加 (H14度:35%→H18度:70%) ・不読者率の減少 (中学生 H13度54%→H19度37%) ・公立図書館における児童への貸出冊数の増加 (H13度:125万冊→H16度:135万冊) ・全校一斉読書活動を行う学校の増加 (H14度:74.3%→H18度:84.2%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・依然、中・高になるにつれ不読者の割合が高まる傾向 (H15度 小:28.3%,中:47.5%,高:61.3%) ・依然、地域における取組の差が解消されていない (H17年 公立図書館の設置率 市区:98%,町:54%,村:22%) ・学校図書館資料の整備が不十分 (H17度末 学校図書館図書標準達成状況 小:40.1%,中:34.9%) ・子どもたちの読解力の低下 (OECD生徒の学習到達度調査PISA2006 57カ国中15位) 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育基本法、学校教育法の改正 ・文字・活字文化振興法の成立 ・図書館法の改正に向けた動き ・情報化社会の進展 ・地方分権の進展
<h3>主な改定のポイント</h3> <p>(H20.3～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■主要施策の数値目標化 ■第一次基本計画における成果と課題等を整理 ■国、地方公共団体、関係機関等の連携体制を強調 ■家庭・地域・学校の取組に再構成 		
<h4>【家庭における取組】</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育に関する講座等を通じた保護者に対する理解の促進 ・家庭における読み聞かせなど、読書活動に資する情報提供の推進 	<h4>【地域における取組】</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの読書環境の地域格差の改善 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村推進計画の策定率24%⇒50%以上 ・公立図書館未設置市町村の解消に向けた取組 ・児童室等の整備の推進 ・移動図書館によるサービス向上 ○公立図書館の情報化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・図書館のHP開設率56%⇒本館数の90%以上 ・来館者用コンピュータ設置率100% ・オンライン閲覧目録(OPAC)導入率100% ○公立図書館に係る人材の養成 <ul style="list-style-type: none"> ・図書館ボランティア7万人⇒10万人以上 ・司書に対する研修の充実 	<h4>【学校等における取組】</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○学校段階に応じた読解力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・言語力の育成に資する読書活動の推進 ○学校における条件整備 <ul style="list-style-type: none"> ・新学校図書館図書整備5か年計画に基づく、学校図書館図書標準の達成の促進 【単年度200億円、5年間で1,000億円の地財措置】 ・司書教諭の未発令校への発令促進 (平成18年5月現在発令状況 59.9%) ・学校における超高速インターネット接続率35%⇒概ね100%

文部科学省作成資料

本計画に基づいて、国においては、ウェブサイト「子どもの読書の情報館」を活用した施策等に関する情報提供、親子での読み聞かせを働きかけるパンフレット「絵本で子育てを楽しく」の作成(2011.3)、地方公共団体の子ども読書活動推進計画等策定状況調査の実施(毎年)、子ども読書の日を記念するフォーラム等の開催などに取り組んでいる。また、「子どもゆめ基金」では、読書活動への助成を行っており、2012年度は、読書活動の分野では、全国で438事業へ交付された。

また、地方公共団体の読書活動推進計画の策定状況（2012年3月31日現在）は、都道府県では100%、市町村では、策定済みが53.8%、予定なしが17.1%である。

（2）文字・活字文化の振興

2005年に、文字・活字文化振興法（平成17年法律第91号）が制定された。

本法律は、「文字・活字文化」を「文章を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう」と定義し、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地域や学校等における施策に関して規定している。

図書館に関しては、第7条第1項において、市町村に、必要な数の公立図書館を設置し、配置するよう努力義務が課されている。また、第7条第2項において、国及び地方公共団体に対して、人的体制や資料の充実、情報化の推進等、図書館の運営の改善及び向上のための積極的な取り組みを求めている。

図書館の設置に関しては、図書館法第10条で、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めることが規定されているが、設置を促す法令は本法律のみであり、そういった意味で、本法律は、図書館振興の推進力となる法令であるといえる。

文字・活字文化振興法（平成17年法律第91号）

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

残念ながら、文字・活字文化振興法を直接的な根拠とする具体的な国の施策はこれまで実施されていないものの、2008年6月、文字・活字文化の一層の振興と啓発、普及を図ることを主旨として、国会で国民読書年に関する決議がなされた。決議では、読書推進に向けた気運の一層の発展をめざし、文字・活字文化振興法制定から5年目の2010年を「国民読書年」と定めること、読書の街づくりの広がりや様々な読書に関する市民活動の活性化など、読書への国民の意識を高めるため、政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねることが宣言された。

国民読書年には、読書推進に関する様々な施策が全国各地で展開された。国においては、政府広報番組を活用した広報、ポスターの作成、国民読書年ホームページの作成と地域における読書推進活動についての情報発信に取り組むほか、シンポジウムや各種会議等を通じて、国民読書年の趣旨について周知を図った。

国民読書年に関する国の取組等（2010年）

- 記念事業
 - ・平成21年度全国読書フェスティバル／文化芸術懇談会（1月24日）
 - ・青少年読書感想文全国コンクール（2月5日）
 - ・子どもの読書活動推進フォーラム（4月23日） 等

- 広報活動
 - 政府広報番組
 - ポスター「2010年国民読書年」
 - 国民読書年ホームページ 等
- その他
 - ・国民の読書推進に関する協力者会議
 - ・図書館海援隊プロジェクト
 - ・学校図書館図書整備
 - ・子どもの読書普及啓発事業 等

文部科学省では、2010年7月、国民読書年を契機とした取組の一環として、「国民の読書推進に関する協力者会議」（座長：福原義春 資生堂名誉会長，副座長：肥田美代子 財団法人文字活字文化推進機構理事長）を設置し、国民の読書や読書環境の現状や課題を把握・分析し、読書への国民の意識を高める効果的かつ効率的な取組について検討を行った。

報告「人の、地域の、日本の未来を育てる読書環境の実現のために」（2011年9月）では、第1章では、なぜ今読書が必要なのかについて述べ、第2章では、第1章で述べた読書の意義に照らして、我が国の読書環境や読書活動の現状について概観し、第3章では、誰もが読書に親しみ、その恵沢を等しく享受できる環境作りに向けて、国、地方公共団体、さらには社会全体で特に重点的に取り組むべき課題と方策を3点に絞って提言した。

文部科学省では、本報告を受け、実施可能な点から取り組むとともに、地方公共団体にも協力を呼び掛けていくこととしている。

国民の読書推進に関する協力者会議報告書

『人の、地域の、日本の未来を育てる読書環境の実現のために』（2011年9月）（抜粋）

第1章 なぜ今読書が必要なのか

- ◇ 読書は、思考力、判断力、表現力、コミュニケーション力などをはぐくみ、個人が自立して、かつ、他者との関わりを築きながら豊かな人生を生きる基盤を形成するもの。
- ◇ 同時に、今後の社会の最大の資源である「知」へのアクセスや新たな「知」の創造の鍵となる、社会において不可欠な文化的インフラ。
- ◇ 東日本大震災を経験した我が国が、危機的な状況から立ち上がり、もう一度未来を創造する力を養うため、一人一人に、また、社会全体に今こそ読書が必要。

第2章 読書環境・読書活動の現状

- ◇ 我が国の読書環境を見ると、出版点数、書店数等が減少傾向にある。「地域の知の拠点」としての役割が期待される図書館については、地域差はあるものの、全体の数は増加傾向にある。一方で、図書館の資料費は減少傾向にあり、役員の約半数を非常勤職員が占める。
- ◇ 学校教育においては、「言葉」に関する教育や「言語活動」が重視されるようになっているが、司書教諭や学校図書館担当職員（いわゆる「学校司書」）の配置、「学校図書館図書標準」の達成は不十分な状況。

- ◇ 読書活動の現状を見ると、10歳以上の国民の4割強が1年間に「趣味としての読書」を行ったと回答。また、別の調査では、本を読む量や時間について、約7割が以前と比べて減少したと回答。小学生は全体の約6割以上が1日10分以上読書をしているが、中学生になるとそれが約5割に低下し、「全くしない」が4割近くに増加。
- ◇ 今後、ICTを活用した新しい読書環境の拡大など、人と読書との関係の変化が予想される中で、こうした変化をどうとらえ、どのように対応していくのが社会全体に問われている。

第3章 人の、地域の、日本の未来を育てる読書環境の実現のために ～3つの提言～

- ◇ 我が国の読書をめぐる環境は全体として厳しい状況にあり、また、様々な情報手段や娯楽の登場に伴い、個人の読書時間は減少傾向となっている。こうした状況が、読書を通じて得られた言語力、表現力などの重要性を軽視する風潮などあいまって、我が国の知的基盤を弱体化させ、豊かな未来への足がかりを失わせる危機につながることが懸念される。
- ◇ こうした認識のもと、今一度読書の意義に立ち返り、誰もが読書に親しみ、その恵沢を等しく享受できる環境づくりに向けて、国、自治体、さらには社会全体で早急に取り組むため、以下の3点を提言する。

提言1 読書で人を育てる、「読書を支える人」を育てる

- ①自治体の首長や議員の理解を得る
- ②司書や司書教諭等の読書に関する専門的職員を充実する
- ③地域で読書に関わる全ての人を支援する

提言2 住民参加で自治体ごとの「読書環境プラン」(仮称)を策定し、実現する

- ①市町村が、主体的に、それぞれの独自性を活かして取り組む
- ②学校や保育所、児童館、公民館等の読書環境を充実する
- ③図書館の機能強化を図る
- ④あらゆる世代の住民が参画し、議論し合う
- ⑤国は自治体の取組を強力に支援する

提言3 読書の新しい可能性や将来像を構想し、推進するためのプラットフォーム(基盤となる「場」)をつくる。

- ①本を起点としたコミュニケーションを活発化させる
- ②読書に関する関係者の力を結集したプラットフォームをつくる

報告書掲載 URL

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/09/_icsFiles/afiedfile/2011/09/02/1310715_1_1.pdf

4. 近年の図書館関連施策

図書館にも深く関わる近年の施策について紹介する。

(1) デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会

2010年は電子書籍元年と呼ばれ、電子書籍に対応した携帯情報端末や電子書籍リーダーなどの機器が非常に急速に普及しはじめ、関連するビジネスも急速に進み始めた。こういった動きを進めていく上では、著作権法上の課題や技術的な課題等があり、これら様々な課題について政府として総合的に検討することを目的として、総務省・文部科学省・経済産業省の3省が協力して本懇談会を設置した。

2010年6月に公表された報告では、デジタル・ネットワーク社会の実現に向けた下記の4つの課題を掲げるとともに、それぞれの課題を実現するための具体的な施策が提言されている。

- ①知的拡大再生産の実現
- ②「オープン型電子出版環境の実現」
- ③「知のインフラへのアクセス環境の整備」
- ④国民が、適切なコストと好みのメディアでデジタルコンテンツを安心・安全に利用できる環境を構築すること

これらの課題を実現するための様々な具体的な施策が提案されているが、中でも公共図書館に関するものとしては、「③知のインフラへのアクセス環境の整備」のための3つの施策が提言されている。

まず1点目として、「デジタル・ネットワーク社会における図書館(国立国会図書館、公立図書館等)と公共サービスの在り方の整理」とあり、デジタル・ネットワーク社会における国立国会図書館を始めとした図書館の在り方について検討する必要があることが提言された。国会図書館では、資料のアーカイブ化が進められているが、その一方で、民間のビジネスとして電子配信が急速に進んでいる状況の中で、民間ビジネスと図書館で行う公共サービスとの関係、まさに官と民との役割をどう整理していくかということも含めて検討し、合意を得られたものから逐次実施していくことが提言された。

2点目は、「国会図書館における蔵書の全文検索」とあり、国会図書館でアーカイブ化された蔵書の全文検索について、著作者や出版者、書店等の関係者との合意を得ながら実証実験を実施していくことが提言された。

そして3点目「図書館における電子出版に係る公共サービスについて検討・実証」では、電子出版物の図書館における貸与をどう考えるかという、電子出版環境における図書館の役割について検討することの必要性が指摘された。

なお、懇談会報告で提言された施策を実施するため、総務省、文部科学省、経済産業省で、さらに検討を進めることとされた。

(2) 電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議 等

デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会報告で提言された施策のうち、実施に向けて文部科学省でさらに検討すべきと指摘された事項

- ①デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する事項(国会図書館のデジタル化資料の活用方策等)
- ②出版物の権利処理の円滑化に関する事項

③出版者への権利付与に関する事項

について検討するため、文化庁に「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」（主査：渋谷達紀 東京都立大学名誉教授）が設置され、昨年12月に報告を公表した。

先程の、図書館に関連する3つの検討課題については、①に含まれている。

本検討会議の報告では、まず、国立国会図書館でデジタル化した資料の活用の在り方については、国民の利便性の向上を図るため各家庭等までの送信を目標としつつ、そのための第1段階として、「国会図書館のデジタル化資料を、一定の範囲、条件のもとに公立図書館等で利用可能となるよう、著作権法の改正を行うことが適当」と提言している。

「一定の範囲、条件」としては、まず、国会図書館からの送信サービスに係る対象出版物の範囲を、電子書籍市場の発展に影響を与えない範囲とし、「市場における入手が困難な出版物とする」として

いる。

- また、国会図書館からの送信データの利用の方法について、
- ・公立図書館等において閲覧でき、同時閲覧に係る特段の制限はしないこと。
- ・一定の条件下での複製を認める（著作権法第31条（図書館等における複製）の第1項第1号と同様に、複製目的や分量を制限すること）
- ・さらに、国会図書館からの送信先を、ルールに則った運用が担保できる（司書が配置されている）「公立図書館等」に限定すること

こういったことが示されている。

これらの条件を法令上担保できるのであれば、国会図書館からの送信サービスの実施について、著作権法に新しい権利制限規定を設けることによって対応することが適当であると提言している。

このほか、国会図書館の蔵書を対象とした本文検索サービスについては、本文検索サービスの提供が必要であること、そして、検索結果の表示方法等については、今後、さらに関係者間の協議を進めていくことが課題として指摘されている。

本検討会議の報告を受け、その後、「文化審議会著作権分科会」での審議を経て、2012年6月に著作権法が改正され、2013年1月1日から施行された。

一方、総務省では、3省懇の報告を受けて、「知のデジタルアーカイブに関する研究会」（主査：杉本重雄筑波大学教授）を設置し、図書館、博物館、美術館、文書館などが所蔵している資料へのネットワークを介したアクセス性を高めることについて議論を行い、2012年3月に報告書「知のデジタルアーカイブ-社会の知識インフラの拡充に向けて-提言」を公表している。

5. その他

(1) 図書館海援隊について

文部科学省では、図書館における課題解決支援サービス充実に向けたネットワークの形成に資するため、「図書館海援隊」の取組を支援している。

「図書館海援隊」は、2009年11月に鳥取県で開催されたシンポジウム「ディスカバー図書館2009」（主催：鳥取県立図書館）の情報交換会における、参加者相互の交流をきっかけに始動した。

情報交換会の場で、参加者の一人であった文部科学省社会教育課長が、当時進められていた「年越し派遣村」等の貧困・困窮者に対する政策に違和感を持っていること、これに対して、図書館では、

貧困・困窮者に対して心の問題に関する図書の紹介など精神的な支援ができるのではないかという考えを述べ、それに賛同した参加者たちは、各図書館での課題解決支援サービスの取組について情報交換し、取組を通じて得た知識を共有し合った。また、取組を効果的に展開するためには、各館が個別に行うだけでなく、各館での取組をつなげて面として拡げていくことが必要であるという問題意識を共有した。

その後、関係者による検討を重ね、図書館海援隊が①図書館が従来実施している課題解決支援サービスをより本格的・継続的に開始するものであること、②有志の図書館と関係者による主体的な（国主導ではない）プロジェクトであること、③国は、広報及び参加館相互の情報交換の場の提供などの後方支援に努めることが提案された。また、このプロジェクトは、「新たな役割を担うこれからの図書館」と（2010年のNHK大河ドラマが「龍馬伝」であったことから）坂本龍馬の心意気とをかけて、「図書館海援隊」と名付けられた。このような経緯を経て、図書館海援隊は、2010年1月5日に発足した。参加館数は、発足当時は7館であったが、2013年2月現在で49館まで増加している。

参加している各図書館では、ハローワークと連携した貧困・困窮者支援、保健福祉部局と連携した医療健康情報の提供など、具体的な地域の課題の解決に資する取組が、本格的に展開されている。

文科省では、これらの取組をホームページで紹介するなど広く紹介するとともに、図書館海援隊のメーリングリストを活用した、参加館相互の情報交換の支援などを行っている。

文部科学省ホームページ「図書館・公民館海援隊」プロジェクト

http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/kaientai/1288450.htm

(参考) 公立図書館等への委託事業 (2004年度～2010年度)

a. 社会教育活性化21世紀プラン (2004年度～2006年度)

2004年度	
秋田県立図書館	<ul style="list-style-type: none"> ○地域課題解決のための支援拠点化事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ビジネス情報を提供するためのホットスポットサービスの実施 ・地域ビジネス支援のためのセミナーの開催 ○読書活動推進の情報拠点化事業 <ul style="list-style-type: none"> ・図書館情報メールマガジンの発行 ・県図書館フェスタの開催 ・子ども読書支援センター専任支援員の配置 ・子ども読書ネットワークづくり ・成人読書活動支援のための宅配サービス
調布市立図書館	<ul style="list-style-type: none"> ○住民による図書館の活用促進 ○地域情報化を推進するための人材の活用方法及びその活性化に向けた仕組づくり ○地域情報に関するレファレンス事例データベースの充実 ○地域資料の収集強化及びデジタル化
小平市立図書館	<ul style="list-style-type: none"> ○学校図書館蔵書管理システムの導入 <ul style="list-style-type: none"> ・市内27小中学校に蔵書管理システムを導入 ○図書館ボランティアの養成 <ul style="list-style-type: none"> ・講演会の開催や専門家への委託 ○職員のスキルアップと他課及び他機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・デジタルライブラリアン研修やビジネス支援司書研修会への参加 ○地域資料、情報の収集及び行政情報支援 <ul style="list-style-type: none"> ・図書館ホームページの再構築と新聞記事等のデータベース化
上田情報ライブラリー	<ul style="list-style-type: none"> ○創業支援セミナー ○学生、フリーター、ニートを対象とした青年のキャリアアップ支援事業 ○デジタルライブラリアン・ビジネスライブラリアン養成講座 ○地域文化に精通した職員・ボランティア・有償アシスタント養成講座の開催
静岡市立図書館	<ul style="list-style-type: none"> ○電子メディアを活用した図書館サービスに対する職員の理解とスキルの向上 ○図書館の情報サービス機能に関する市民の理解と図書館活用能力の向上 ○顧客志向の視点に立ったマーケティングによる、サービス向上や新しいニーズの発掘
桑名市立図書館	<ul style="list-style-type: none"> ○「21世紀型図書館プラン IN くわな」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・NPO と協働で実施する「子育て支援」、地域情報を円滑に提供する「キャリアアップ・ビジネス支援」、博物館や市と協力して行う「情報提供支援」を重点事業として行う。
大阪市立図書館	<ul style="list-style-type: none"> ○学校の読書活動支援を拡充するために、おはなしボランティアスキルアップ講座を開催。 ○図書館と司書教諭の交流会の開催。 ○司書教諭から読書支援活動やブックリストに対する意見等を聴取し、ボランティア支援等についての検証を行う。
2005年度	
秋田県立図書館	継続
調布市立図書館	継続
小平市立図書館	継続
上田情報ライブラリー	継続
静岡市立図書館	継続
桑名市立図書館	継続
大阪市立図書館	継続

東近江市	<ul style="list-style-type: none"> ○村の子育ち環境学習 地元の高齢者が「語り部」となり、子どもたちと交流する ○高齢者が語る村の知恵 なつかしい生活写真で回想法ワークショップ ○何が子どもの体・人の体をつくってきたのか 郷土食の見直しのための学習会等の実施 ○地域の「自然」の力を作って生きる 各種講座の実施。
安土町立図書館	<ul style="list-style-type: none"> ○図書によるわらべうたで子育て講座（3回） （幼稚園・保育園保護者・教諭・保育士） ○図書による子どもが育つみちすじ講演（1回） （小中学校 PTA・教師） ○子どもの読書活動の相談事業・・・4回
熊本県立図書館	<ul style="list-style-type: none"> ○ビジネス情報コーナー整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ビジネス支援セミナー開催 ・ビジネス支援担当司書研修派遣 ・ビジネス情報関係リンク集の作成（HPの充実） ・ビジネス情報関連資料書誌のデータ作成（文献リストの作成） ○乳幼児読み聞かせ用ブックガイド作成事業（3,000部） ○貴重資料デジタル化事業
2006年度	
東近江市	継続
神戸市立中央図書館	○図書館所蔵の貴重資料を、郷土調べ学習に取り組む小中学生や市民が容易に活用・親しむことができるようデジタル教材として加工し、市内小中学校、関係機関へ配布する。
鳥取県立図書館	<ul style="list-style-type: none"> ○図書館を活用した起業家教育推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・県立図書館と高校図書館が連携し、高等学校における起業家教育の実施する ○現代的課題に対応した図書館職員のレファレンス研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・県内図書館職員の資質向上のための研修内容の充実 ○地域資源活用促進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・図書資料等のデータベース化 ○意識調査の実施
宮崎県立図書館	<ul style="list-style-type: none"> ○環境行政と連動した情報発信事業 <ul style="list-style-type: none"> ・環境学習相談窓口を図書館に設置、県民への情報提供、学習相談体制の整備 ・出前環境講座の実施 ・海洋高校の実習船を活用した環境教育セミナーの開催 ○商工行政と連動したビジネス支援 <ul style="list-style-type: none"> ・商工部局と連携して各種セミナー・研修会を実施し、全県域におけるビジネス情報の提供・学習機会の充実を図る ○県立図書館利用講座の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・図書館の役割・機能・サービスを説明する CD-ROM を作成 ○市町村立図書館との地域情報発信のためのネットワークの整備

b. 地域の図書館サービス充実支援事業（2006年度～2008年度）

2006年度	
市立留萌図書館	<ul style="list-style-type: none"> ○住民サービスの全域的な推進 <ul style="list-style-type: none"> ・児童書バックの配本 ・貸出図書の書誌のデータベース化 ・開館時間の延長 ・地域の情報収集整備 等

広島県立図書館	○中高生（ヤングアダルト世代）の読書推進のための新たな方策を開発 ・YA 読書活動の現状把握 ・中高生ボランティア養成講座の開催と実践 ・大学図書館との連携
雲南市教育委員会	○新しい時代に対応した図書館整備 ・市民ボランティアの活用 ・図書館職員の体制整備 ・読書活動のネットワーク化
2007年度	
宮城県図書館	所蔵する国・県指定の重要文化財を中心に、副読本『叡智の杜（仮称）』を制作し、教育機関等における特別授業、市町村図書館等を会場としたセミナーにて活用する。市町村図書館が主体となり、「叡智の杜づくり地域版（市町村モデル）」を開発し、地域の歴史、文化資料の掘り起こしによる展示会、セミナー、特別授業を実施する。これらの情報発信を担う人材を「チューター研修」等を通して育成する。
小山市立中央図書館	図書館に農業支援コーナーを設置する。農家向け図書館案内パンフレットを作成し、PR 活動を行うなど生産者への情報提供を行う。小山市の農産物・特産物データベースを公開する。農業や食の安全をテーマとした市民向け講座を開催するなど、消費者への情報提供も行う。また、関係機関と連携し、農業ビジネス講座を開催するなど、農業ビジネスの情報提供を行う。事業の実施を通して、地元農産物情報の全国発信に貢献する。
山中湖情報創造館	ジュニアライブラリアンを任命し、地域を担う人材の育成を行うとともに、地域の情報を充実させることで、地域を再発見する拠点としての図書館づくりを行う。ジュニアライブラリアンは、週1回の活動日を設け、1年を通じて活動する。図書館サービス充実のためのコンセプトづくり、ポスター・CM・フォトシネマの作成、ラジオコンテンツの作成などを行った。
上田情報ライブラリー	2007年問題という時事課題に図書館として対応するため、新聞社、商工会議所などの協力のもと、団塊世代を対象に、図書館を利用しながら自らの「仕事録」を執筆するための講座・講演会を開催する。受講者は仕事に関する自分史を執筆制作し、できあがった「団塊世代の仕事録」は、地域の財産として図書館に保存し市民の閲覧に供するとともに、概要をホームページなどへ掲載する。
東近江市立八日市図書館	地域課題発見のための情報探索能力向上支援として、市民・行政職員向けの講座を開催する。また、課題解決能力向上のための実践的プログラムとして、団塊世代の退職後の生き方について、その多様なあり方を考える講演会やシンポジウムを行い、地域社会への貢献について参加者とともに議論を深める。
直方市立図書館	地域の小中学校の調べ学習や施設利用を受入れ、オリエンテーション・アンケートを実施する。アンケート結果等を参考に児童用図書館案内リーフレットを作成し、市内及び近隣の小中学校に配布する。また、小中学校に図書館司書を派遣しブックトークを行い、活動実践記録集としてまとめ、参考資料として小中学校に配布する。
2008年度	
柏市立図書館	高齢者・障がい者等への図書宅配ボランティアの養成、ビジネスや健康・医療等の情報提供など地域の課題解決を支援するための事業の開発を行うとともに、地域の歴史・資料・写真等を収集し、資料集・写真集の作成・展示等を行う地域アーカイブ事業、迷惑行為・災害・事故防止等の課題研修の実施や危機管理、市内の大学図書館との相互連携事業に関するマニュアルを作成する
横浜市中央図書館	図書館で諸外国の本の展示やブックトークを行うとともに、学校を対象に国・地域・言語別の児童書貸し出しやブックリストの作成、当該地域に関わりのある人々たちによるブックトークを実施する。また、図書館見学会・利用セミナー・ワークショップ等を行うとともに、事業の理解を図るためのシンポジウム・講演会を実施する。

虎姫町立図書館	地域の資料を収集して、これらをもとに人物・地誌・民俗・文化など、虎姫町を概観できる内容の冊子を編集し、地域住民の共有財産として活用する。このほか、資料でみる虎姫の歴史展や、地域資料の収集・保存・活用における図書館の役割についてのフォーラムを企画・開催する。
大阪市立中央図書館	産業創造館等との連携によるビジネス支援セミナー・商用データベースの活用講座の開催などビジネス支援サービスの拡充、教育研究会との連携による子どもの課題学習に役立つブックリストや調べ方ガイドの提供、子どもや高齢者の読書活動を支援するボランティアの活動への支援や組織化にかかる調査研究を行う。
鳥取県立図書館	会社の製品・技術・経営成績のことや地域の活動のことなど企業や個人の様々な課題について、図書館の機能を活用して解決したユニークな事例を公募・選考し、選考結果を冊子やホームページをとおして情報発信する。
海士町教育委員会	島内の地区公民館、港のターミナル、保健福祉センターなど人が多く集まる拠点を図書館分館と位置づけ、分館への配本サービスの充実やホームページ等を使った予約・リクエストサービスの実施、読書手帳の作成・発行などを通して、図書環境の整備を進める。また、町内の保育所や学校と図書室との相互貸借システムの導入や蔵書のデータベース化、ボランティアによる読み聞かせイベントの実施など、住民の意見を反映させた町独自のオリジナルな図書館事業を進める。

c. 図書館・博物館における地域の知の拠点推進事業（2009年度）

豊中市立図書館・箕面市立図書館	地域資料のデジタル化
星槎大学	芦別市立図書館を中心とした広域サービスの実施
高知こどもの図書館（NPO）	図書館未設置地域におけるサービス拠点の機能整備

d. 「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」における実証的共同研究（2010年度）

財団法人 北海道環境財団	「図書館とフィールドをつなぐ環境教育プロジェクト」 小中学生を対象に、現場での体験と図書館での「調べ学習」を組み合わせた環境教育プログラムを実施する。4回のワークショップのほか、活動を総括するフォーラムを開催する
徳島県地域教育力強化プロジェクト実行委員会	中山間地域の占める割合の高い県西部（美馬市立脇町図書館）、県南部（海陽町立図書館）の各地域の公立図書館をモデルとして、下記の2種類のプログラムを実施。 ・Aプログラム（地域の学校を読書活動を通じて応援する人材の養成と地域の環境問題に取り組もうとするグループの養成・支援の組合せ） ・Bプログラム（地域の学校を読書活動を通じて応援する人材の養成と地域の素材に焦点を当て地域経済の活性化を図ろうとするグループの養成・支援の組合せ）

筑波大学知的コミュニティ基盤研究センター・図書館情報メディア系主催

KPW 公共図書館のこれからを考えるワークショップ
～知の交流・創造・発信を楽しみ、元気なコミュニティを育む知的広場～

(2013年2月22日 開催)

実施要綱

1. 名称

公共図書館のこれからを考えるワークショップ

～知の交流・創造・発信を楽しみ、元気なコミュニティを育む知的広場～

<http://kc.tsukuba.ac.jp/symposium/kpw2013.html>

2. 主催者等

主催 筑波大学知的コミュニティ基盤研究センター，図書館情報メディア系

後援 茨城県図書館協会

3. 趣旨

新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤として重要性を増す「知識基盤社会」においては、個々人の知的活動が活発に行われるとともに、個々が有する知識が社会全体で共有されることにより、新たな知が創造され、継承・活用されるという「知の循環」が活性化されることが重要です。このためには、市民一人一人の知的活動を支え、地域における知の循環を促進する拠点が必要であり、誰もが身近に活用できるよう整備されていることが望まれます。

また、近年、行政と国民、NPO、企業等が対等の立場で協働して公共を担っていく関係が構築されはじめており、このような関係のもと、地域の課題解決に向けて、住民が地域の実践を通じて主体的に学習し、絆を築くとともに、その成果を新たな地域づくりにつなげていく取組が活発化してきていることが指摘されています。

このような中、第2次教育振興基本計画の策定に向けた中央教育審議会の審議においては、今後の我が国社会が「自立」「協働」「創造」が可能となるような「生涯学習社会の構築」を目指す必要があり、社会教育行政においては、①地域づくりの担い手となる地域住民を育成する人づくりの役割を担うこと、②社会全体が発展していく持続可能なシステムの構築を図っていくこと、③多様な主体との連携・協働を進めること等が課題として指摘されています。

一方、生涯学習・社会教育の中核的施設である公共図書館は、これまで、様々な資料や情報の収集・整理・提供を通じて、住民の読書を支える拠点、さらには地域や住民が抱える課題の解決を支援する情報拠点として大きな役割を果たしてきました。

このような図書館が、現在有している役割や機能を基盤としつつ、今後、地域の人々が持つ情報や知識についても積極的に収集・蓄積・発信するとともに、NPO等の様々な主体と連携し、市民による情報収集から情報の活用・発信までの一連の知的活動を支える情報拠点としての役割を担うことにより、地域における知的活動が活性化され、市民の主体的な活動が促進され、知識基盤社会を支える活力あるコミュニティが形成されていくことが期待されます。

また、デジタル・ネットワーク社会が到来し、デジタルアーカイブ資料をはじめとして、電子書籍や電子ジャーナル、行政や研究機関のウェブサイトで提供される情報等、インターネット上のみで提供される情報が急増しており、これらを活用することなく地域や住民に役立つ図書館サービスを実施

することは不可能となっています。さらに、誰もが容易に多くの情報を検索し、入手し、発信できるようになる中で、公共図書館の意義・役割、そしてサービスの在り方が改めて問われています。

このような中、いくつかの図書館では、地域住民による知の交流・創造・発信を支える先進的な取組が行われており、今後の図書館の在り方を考えるうえで大変示唆に富むものであると考えられます。

そこで、本ワークショップでは、これからの公共図書館が、知識基盤社会を支える活力あるコミュニティを育む情報拠点としてどのような役割を担い、そのためにどのようなサービスを展開すべきなのかについて、特に「地域の知の循環を促す情報拠点の在り方」「デジタル・ネットワーク社会における図書館サービスの在り方」という視点から事例報告とそれに基づく意見交換を行い、議論を深めます。

4. 対象

図書館職員、図書館関係の研究者・学生、行政関係者、その他図書館関係者

5. 日時

2013年2月22日（金）13：00～17：30

6. 会場

筑波大学春日エリア 情報メディアユニオン内（1階講義室又は3階共同研究会議室1）

7. プログラム

12：30 開場

13：00 開会 主催者挨拶 松本 紳（筑波大学図書館情報メディア系 系長）

13：05 趣旨説明 市川恵理（筑波大学図書館情報メディア系）

13：10 報告

山崎博樹（秋田県立図書館副館長）

笹沼 崇（ゆうき図書館副館長）

船見康之（潮来市立図書館長）

前田洋一（公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団武蔵野プレイス事業部長）

嶋田 学（瀬戸内市教育委員会新図書館開設準備室長）

15：15 休憩

15：30 意見交換（質疑応答含む）

報告者5名

花井裕一郎（NPO 法人オブセリズム設立準備室代表・前小布施町立図書館長）

杉本重雄（筑波大学図書館情報メディア系教授）

吉田右子（筑波大学図書館情報メディア系教授）

市川恵理（筑波大学図書館情報メディア系准教授）

参加者

17：30 閉会

8. 定員・申込み・参加費

80名・事前申込制（専用メールアドレスを使用）・無料

9. 関連企画

報告者等の関連書籍を紹介するコーナーを会場入口付近に設けるほか、報告者等によるおすすめの文献等のリストを作成・配付する。

10. 担当

筑波大学図書館情報メディア系 市川恵理

e-mail:eriichi@slis.tsukuba.ac.jp

KPW Knowledge Place Workshop 40

公共図書館のこれからを考えるワークショップ

知の交流・創造・発信を楽しみ、
元気なコミュニティを育む知的広場

2013年2月22日(金) 13:00~17:30

主催：筑波大学知的コミュニティ基盤研究センター
筑波大学図書館情報メディア系
後援：茨城県図書館協会

KPW Knowledge Place Workshop 40

趣旨説明

筑波大学図書館情報メディア系
市川恵理

2

KPW Knowledge Place Workshop 40

☆21世紀は知識基盤社会の時代

「知識基盤社会」
新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会

中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」(2005)

3

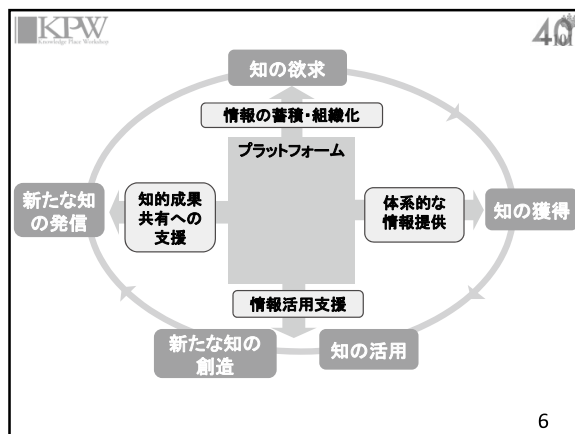
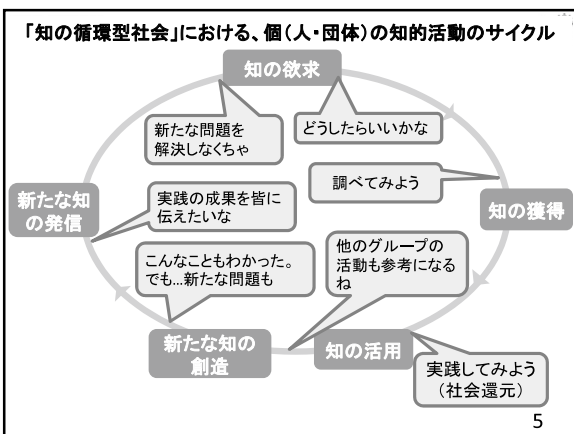
KPW Knowledge Place Workshop 40

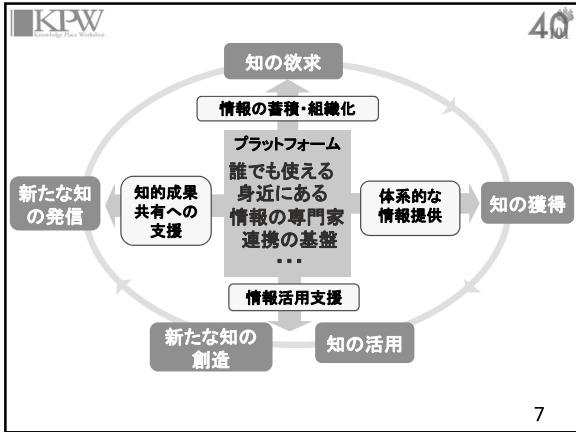
知識基盤社会では・・・

☆人々の経験や知識等の「知」が社会の中の様々な主体間や世代間で共有・継承され、それら(を)学習した成果が活用され、社会に還元される仕組みを形成していくことが重要

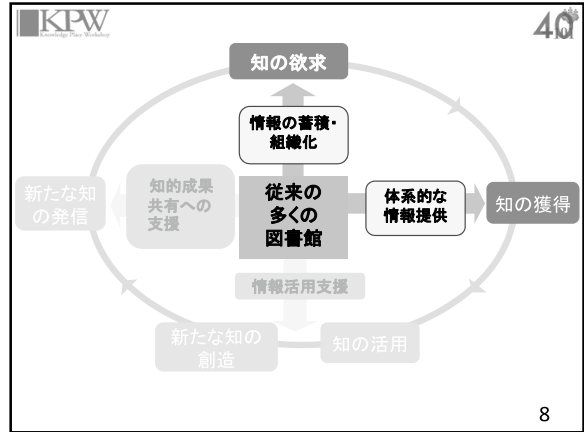
中央教育審議会答申
「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」(2008)

4

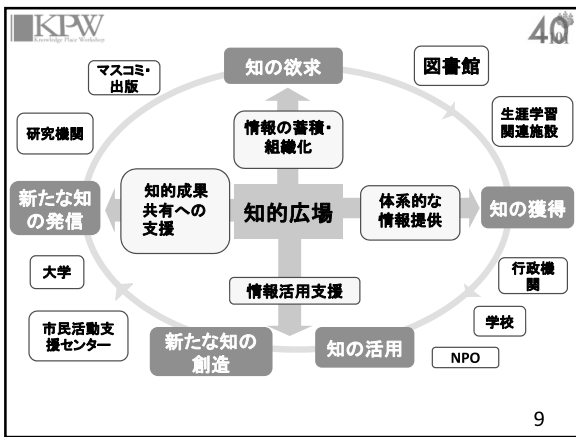




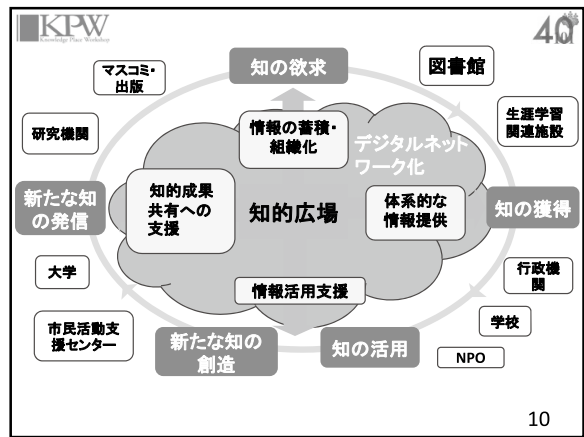
7



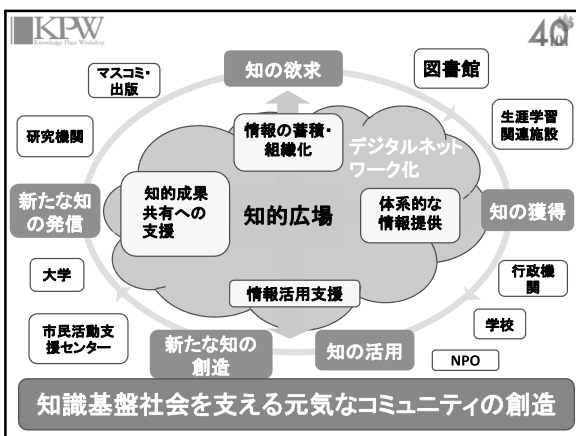
8



9



10



- 招待講演者（発言順）
- 山崎博樹 秋田県立図書館副館長
 - 笹沼 崇 ゆうき図書館副館長
 - 船見康之 潮来市立図書館長
 - 前田洋一 武蔵野プレイス事業部長（館長）
 - 嶋田 学 瀬戸内市新図書館開設準備室長
 - 花井裕一郎 NPO法人オブセリズム設立準備室代表
前小布施町立図書館長

12

筑波大学

杉本重雄 知的コミュニティ基盤研究センター長、
図書館情報メディア系教授

吉田右子 図書館情報メディア系教授

市川恵理 図書館情報メディア系准教授

ほか、多数の教員・学生が参加(予定)

プログラム

13:00 開会 主催者挨拶

13:05 趣旨説明

13:10 報告

15:15 休憩:交流の時間

15:45 意見交換(質疑応答含む)

17:30 閉会

公共図書館のこれからを考えるワークショップ
～知の交流・創造・発信を楽しみ、元気なコミュニティを育む知的広場～
アンケート集計結果

Q5 あなたが考える、これからの図書館の在り方について教えてください

- ・交流の場
- ・住民に頼られる図書館像を広く示し、理解してもらうため、あらゆる手法を使って伝えること。頼りになる資料・情報が住民からも寄せられるような仕組みづくり。図書館と住民のキャッチボールから、図書館と住民が豊かに進化する。
- ・一言でいえば、知の入会地（コモンズ）です。
- ・図書館情報メディア研究科が、そのプロを育成していただき、経営能力のある人材をあまねく送り込んでほしい。また、行政にその必要性をしっかりと理解してもらう力となつてくください。
- ・図書館運営にどれだけ利用者が関わっていきけるかが、よりより図書館づくりに必要だと思えました。武蔵野ブレイスや小布施のように、何でもアリの図書館が理想だと思えます。
- ・集う楽しさがある図書館。特にYA層をひきつける場であってほしい。そうすれば、きっと、シニア層にも子育て層にもやさしい図書館となるだろう
- ・図書館について、住民と行政に理解してもらい取り組みをしていかなければいけないと痛感します。
- ・吉田先生のお話にあつたとおり、当たり前前することを当たり前にしてくれる図書館を求めます。そのためには、図書館同士の情報共有、人材交流が必要かと思えます。
- ・「図書館はこうあるべき」「こういうもの、こういう場所」様々な価値や考えを受容できる、受容していく場所・人になれたらいいなあと。ただ、「良き市民（自立した市民＝ルールに則った「公衆」で行動できること）」となるべく、その支援もしていきたいところのかも。
- ・図書館単独で何かをするのではなく、他の機関、施設等と連携をしていくことが大切なのだと感じました。図書館は市民と本、市民と市民、様々な機関や団体をつなぐような場所となっていくのではないかと思います。
- ・地域の一部としての図書館
- ・市民の参加を広く受け入れること。最大限垣根を低くし、活動の場として機能すること
- ・図書館とは、人と人をつなぐコミュニティであってほしい
- ・市民の方々に、学習の機会・関心を提供する空間であると捉えている
- ・全員参加の情報共有の場
- ・行政的な問題提起の限界を主催者を感じる。「知の交流・創造」という文科省的ドラマを捨てよう！！パーソナルネットワークの延長と利便性を図書館がいかに確保できるかが重要。
- ・資料・情報の提供であれ、Web サービスであれ、場の提供であれ、人々が求めているものを提供すればよいと思う
- ・電子資源についてのサービスを推進する
- ・図書館が自信を知ってもらい努力をしなければ何もう変わらないんだなと思った。自分をアピールして、もつと使ってもらうために、行政や市民に“わがまま”を言ってもらえるのが理想な気がする。
- ・生涯学習のための図書館

参加者数 91名（登壇者・運営スタッフを含めると109名）
回収数 70件（回収率77%）

Q1 このワークショップを何でお知りになりましたか

- (1) ウェブページ 17件 (24%)
 - (2) ちらし 0件 (0%)
 - (3) 日本図書館協会メールマガジン 6件 (9%)
 - (4) 図書館情報学会メーリングリスト 1件 (1%)
 - (5) カレントアウェアネス 6件 (9%)
 - (6) 新聞広告 3件 (4%)
 - (7) 知人などから 30件 (43%)
 - (8) その他 7件 (10%)
- Facebook, twitter, 県図書館からの通知 など

Q2 このワークショップに参加しようと思った理由は何ですか（複数回答可）

- (1) テーマに関心があった 51件 (73%)
 - (2) 講演者に関心があった 29件 (41%)
 - (3) 場所が近かったから 12件 (17%)
 - (4) 上司・知人などに勧められて 15件 (21%)
 - (5) その他 2件 (3%)
- 面白い場になりそうだったから、専門分野だから

Q3 ワークショップの時間は適切でしたか

- (1) 適切 49件 (70%)
- (2) 長い 12件 (17%)
- (3) 短い 4件 (6%)
- 無回答 5件 (7%)

※「ワークショップとしては適切だが、対内容で考えると短い」「一人あたりの講演時間をもっと長く」という意見が複数有

Q4 このワークショップに参加してよかったですか

- (1) よかった 59件 (84%)
- (2) どちらともいえない 7件 (10%)
- (3) よくなかった 0件 (0%)
- 無回答 4件 (6%)

- ・①人間のライフステージ毎に成長成熟を支援する機能が大切。利用者の資料や調べものなどの要求から学び、気づきを得るとともに、図書館員と利用者との信頼関係を築きながらコミュニケーションづくりにも広げること、②また、高齢者対応について、取り組む必要がある
- ・空間としての価値が重要さを増していく。内部だけで完結せず、外部へ開かれ、様々なものとつながる可能性を秘めた空間。
- ・コミュニティとしての場の提供の重要性。司書という人材の有効活用。
- ・利用者にとって、視野を広げる機会、情報を得て満足できる場
- ・各館でもっと個々の特徴を出していく
- ・所蔵している資料は重要だが、それだけにとらわれない、こだわりすぎない
- ・館運営をしていく中で、他館との連携の大切さを感じている。このような機会を利用し、参加していきたい。
- ・「県民の県民による県民のための図書館」(県立の場合)。図書館員だけでなく、県民全てを巻き込んだ図書館運営が必要かと思えます。
- ・「良いサービスさえしていれば何でも良い」と思われがちですが、それが直営(常勤・非常勤)、指定管理者でも同じ、働いている人に当たり前の給料を与えないと、良い人材が育たないと思う。また、利用者と一緒に作り上げ、運営にかかわることはその図書館の質を良くすることにつながります。ある指定管理者の良いサービスをしている館が、月給は館長のみ、副館長さえ時給と聞くと、国・自治体・企業・利用者、すべてで考えていかななくてはと思っています。
- ・地域住民の居場所となれるような図書館が理想です。奇をてらうのではなく、当たり前のサービスをきちんとやりたい。
- ・土浦で平成7年から図書行政の充実、「読書のまち」宣言のできる環境整備に取り組みしてきました。新・市立図書館建設、学校図書館の司書及び職員配置、公民館図書館の分館化推進、司書職員の計画的増員等々ほぼ実現しました。そういう経験から言うと、私にとっては、ほとんど興味をひくような話はありませんでした。
- ・本の収集だけでなく、多様な情報メディアの収集・発信を行う
- ・図書館と公民館が近づいてきていると感じる。図書館職員は、すべてのスペシャリストにはならない。協力を得るコーディネートと、あくまでも、「資料収集、整備、提供(調査)」のスペシャリストにならなくては(最低でも)
- ・図書館は必ずしも複合機能を持たなくてもよい。地方にあった活動をすればよい。要は地域社会の各機能が連携すべき
- ・図書館は、知が蓄積する場だが、もう一つ、知が蓄積するのは人の頭の中だと思う。頭の中は他人には見えない。それを表に出していくためには、人の交わりが必要だと思う。図書館に匹敵する、人と人が交流する場としての図書館の活躍に期待したい。また、今の日本の図書館は規制が多すぎる。交流の場を実現するためには、雑談・飲食 OK となるべき。個人的には、「にぎわいのある図書館」となってほしい。報告にあった、「ふらっと立ち寄る」「誰もが居場所がある」場になってほしい。
- ・図書館のみならず、公共施設のこれからの在り方として考えていくと、地域のために何をすべきか、何が必要か、どうあるべきかを整理して、特性のある展開をする必要がある

- ると考えている。
- ・幅広い層が利用することを踏まえ、児童書・YA・一般書・大活字本などの資料収集が必要、時代のニーズに沿ったデジタル化への取組を行う図書館が必要だと思います。それらを活用したレファレンス・展示など司書の能力をフルに使い、利用者に満足してもらえようなものです。
- ・目が見えなかつても、耳が聴こえてなかつても、とりあえず暇つぶしに行ける場所
- ・図書館の機能、サービスの有用性を伝える運営へのシフト。本や活字のプレゼンスを上げる。
- ・連携。専門機関、図書館員同士、行政職員…とにかく連携かと思われ。図書館は敷居が低く、来館しやすい施設だからこそ、様々な相談が寄せられる。情報が入り口としての役割を果たすためには、連携がキーワードだと思ふ。
- ・住民・地域によって、必要とされるニーズが異なる。住民のニーズを把握し、図書館サービスを提供することが大切だと思ふ。
- ・私事ですが、私は老後が心配です。人とのつながりがなくなってしまうから。しかし、公共図書館が人とのつながりを得られる場であるならば、ぜひお世話になりたいです。
- ・人や知との出会いの場
- ・行く当てのない老人が一日いいるような施設でなくなること
- ・本を媒介とした地域とつながる場
- ・いろいろ観察中ですが、基本は「市民の役に立つ」ということだと思っています。図書館を利用している人、していない人、未来の市民、すべての方に役立つ図書館でありたいと考えています。
- ・図書館は委託事業には適さない施設と考える。それは、専任図書館員が地域の過去、現在、未来を良く考え、住民のニーズに長いスパンで応えられることが必要なものである。また、活字メディアの衰退は承知しているが、手に取ってめくりつつ読む本の楽しみ(絵本から専門書まで)を知ってほしい。また、交流の場は必要だが、集う人間は一適性や楽しさばかりでなく、場所が作ってあれば、それぞれが作っていくものであると思ふ。
- ・他館とも他団体とも企業とも情報を中心に囲まれていられる憩いの場
- ・人類の知的生産活動の集積物の中心となつていられる憩いの場
- ・人と人のつながりを支える
- ・自分を取り巻くことを想い描く場。図書館はそれを支援する、行政のプロントエンド。
- ・それがわかるヒントが欲しくて参加した。少なくとも、図書館員が他の人とつながって動くことが重要と思ふ。

Q6 その他、自由にご意見・ご感想をご記入ください

- ・マイクが開き取りづらい場面があった。音響に改善の余地あり(4名)
- ・一人一人の説明時間が短かった。
- ・多数の報告が聞ける貴重な場であった。ありがとうございました。
- ・大学は、公共図書館を研究対象として考察するだけでなく、このような改善の可能性があるとの提示・提案をしてほしい

- ・各公共図書館があれもやっていると、これもやっていると発表だけでなく、例えば「学校図書館支援」とか、「他の機関の連携」とか、テーマを絞って詳しい話が聞きたかった。でも理念を負うことも大切なので、こういうワークショップは大学でしかできないですね。
- ・図書館は本を借りて返すという機能ではありません。すべての知識・経験・歴史が所蔵されている知的資源の施設です。業種にかかわらず、趣味や医療、保健、起業など、すべての方々にスタートを担保できる公的施設です。専門的なマンパワーを集中して、より広範な効果を見出す可能性を追求していきたいと思っています。
- ・今やっている内容に敬意を感じる。なかなかマネできない(真似できない)ところはほとんどんしたい。しかし、継続性の面でどうなのか。人材も体制も。今日のコンセプトは説明から理解したが、あまりにも多様で、すべてを聞き手に委ねている内容だった。問題が見えてくるといふより、図書館は課題があまりにも多いので、良いことばかり話されても、本当の運営の実態を突っ込んで聞かないと見えてこない。しかし、参考になること、興味深いこともたくさんあり、お土産をもらいました。
- ・「図書館」といった場合、基本的に、自治体の最小単位である市町村図書館のことを基本的に議論されているように感じている。今日、市町村立図書館が増え、県立図書館の位置づけをどうしたらよいか。市町と同じような機能を持ちサービスを展開すべきなのか、支援等にシフトすべきなのか、なくともよいか、あるいは新たな生き残る道を探るべきなのか、混とんとしている。
- ・県立図書館とは何か、どういう機能・役割が求められるのか、そういった視点での講座等あればいいなと思う。県立図書館の存在意義が問われている時代になったと思えます。
- ・図書館で行えるサービスや図書館員としての意識がだいぶ変わりました。連携が大事とこののをもち帰り、報告したいと思います。
- ・メンバーも内容もゴージャスでした。参加者に市民の方がいて、質問されて、良い会でした。土浦の方の本質を突いた質問と、それに対する回答がよかったです。
- ・大学を卒業後、就職すると、司書に必要なベースの知識を改めて学ぶ場がない。先進事例や他館の取組を知る機会が多いが、知識を改めて学ぶ場を提供して欲しい。
- ・図書館といえば地元の小さな図書館しか知らなくて、今回の話を聞いて、こんなにも図書館は進化しているんだと驚きました。大人ばかりで最初不安でしたが、とても面白く勉強できました。
- ・学生・招待客以外は、有料にした方がよい
- ・一度に多くのプレゼンを聞くことはとてもよかったです。1人当たりの時間が短く、少し消化不良でした。
- ・もう少し詳しい報告を聴きたかった。人数を減らし、じっくり話していただけたら良かった。
- ・いろんな視点の話が聞けて良かったです。
- ・講義は玉石混合で、今頃こんな事をというものもあり、もう少し学んでもらいたいと思う発言も多かった。ただ、多様な状況を知ったことは、来てよかったと思う。
- ・スピーカー・内容ともすごく良かったです。

- ・来年も開催して欲しい
- ・報告事例を絞って、もう少し深い議論ができると良かった
- ・ワークショップという名称に疑問を持っていた方がいたが、フォーラムであれ何であれ、良い催しものだったと思います。
- ・正のスパイラルが起こるよう仕掛けていただきたきありがとうございます。
- ・一度に多くの事例を聞かせていただき、またパネルディスカッションでのお話も大変有意義で、内容の濃いワークショップだった。
- ・とても有意義なワークショップをありがとうございました
- ・ULIS (図書館情報大学) を卒業して20年、ずっと現場で働いていますが、「成長する有機体」としてあるべきかと思いつつ、現在の行政の仕組みの中ではなかなか難しく…。どうやってモチベーションを上げると悩む日々ですので、今日は前を向いた話ばかりお伺いできて、大変参考になりました。本日は参加させていただきありがとうございます。
- ・様々な図書館の取組をお聴きすることができ、とても刺激的でした。ありがとうございます。
- ・やる気が出ます。公共図書館(指定管理)スタッフより。
- ・いろいろな図書館のお話が聞けて非常に面白かった
- ・今後このようなセミナーにできる限り参加してみたいと感じました。平日の方が参加しやすいです。
- ・もっと実際の図書館を知り若いメンバーを入れるべき。10年後の図書館を理解できないのは主催者です。これでは図書館を無くす。
- ・豪華な講師がそろってとても勉強になりました。これだけ素晴らしい図書館がある一方で、図書館がない地域がたくさんあります。そこが何とかならないかと思っています。
- ・実際にやってお話を紹介したことがよかったです。
- ・様々な図書館のお話を集中的に伺うことができ、勉強になりました。
- ・普段の業務だけでは自分の職場の外に意識を向けることができて、非常に刺激的で楽しめました。
- ・経験豊富な方々のお話は興味深かったです。
- ・現在、所属している図書館で1年ほど、展示を中心とした企画を担当しています。1月～3月にかけて最寄駅を通る副都心線と東横線が直通することを記念して、沿線案内パネル展示を行っています。スタッフが直接足を運んで、取材した記事を表示するとともに、鉄道会社などから送っていただいたパンフレットを配布しています。パンフレット類は数が追いつかなくなってしまったり、図書館に郵便物や配達物をとどけてくれた配達員の方々が帰りがけに展示を見てくれたりと嬉しいこともあります。今日のワークショップでは、1年間続けてきたことに可能性を感じることができました。(新宿区立戸山図書館)
- ・このような機会をいただきありがとうございます。
- ・たくさんの方の図書館関係者の考えや取組について話を聞くことができ、非常に参考になりました。貴重な機会をいただきありがとうございます。
- ・すべてにおいて時間の足りなさを感じました。もっと皆様の話を聞きたかったです。

- とても楽しかったです。
- 大学としての研究成果と、現場図書館の実状とが落ち合う場というものは、大変面白いと思ってきました。今後ぜひお願いします。大学側は、現場とコラボレーションすることが重要に思います。そういう取り組みがはじまるきっかけになるといいですね。（しかし私は図書館人ではなく、会社をやっている者ですが）ありがとうございます。
- 花井さんのお話が参考になりました
- 前半の間に小休止があると良かったのではないかと思います。



趣旨 プログラム 登壇者 会場アクセス 参加申し込み

■3/1更新 | ワークショップ資料を<プログラム>に掲載しました

図書館で働く方、図書館のことを研究されている方・学ぼうとしている方、
 その他図書館に関心がある方などでも参加いただけます。

趣旨

新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤として重要性を増す「知識基盤社会」においては、個々人の知的活動が活発に行われるとともに、個々が有する知識が社会全体で共有されることにより、新たな知が創造され、継承・活用されるという「知の循環」が活性化されることが重要です。

また、デジタル・ネットワーク社会が到来し、インターネット上のみで提供される情報が急増したほか、誰もが容易に多くの情報を検索し、入手し、発信できるようになる中で、公共図書館の意義・役割、そしてサービスの在り方が改めて問われています。

そこで、本ワークショップでは、これからの公共図書館が、知識基盤社会を支える活力あるコミュニティを育む情報拠点としてどのような役割を担い、そのためにどのようなサービスを展開できるのかについて、先進的な取組を行う図書館関係者の方々をお招きし、取組報告とそれに基づく意見交換を行います。特に「地域の知の循環を促す情報拠点の在り方」「デジタル・ネットワーク社会における図書館サービスの在り方」という視点から議論を行います。

主催 筑波大学 知的コミュニティ基盤研究センター、図書館情報メディア系
 後援 茨城県図書館協会

開催案内ポスター(pdf)

[VersionA](#) [VersionB](#) [VersionC](#)

日時・会場

2013年2月22日(金)

13:00~17:30

【終了しました】

筑波大学春日エリア
 情報メディアユニオン内

[▼会場アクセスはこちら](#)

事前申込制(定員80名)
 参加無料

[▼申込み詳細はこちら](#)

お問い合わせ

筑波大学 知的コミュニティ基盤研究センター

029-859-1524

kp-lib@slis.tsukuba.ac.jp

(@は半角に直してください)

メールによるお問い合わせの際は、お名前の明記をお願いします。

13:10

報告

山崎 博樹 : 秋田県立図書館 副館長

[L報告資料\(pdf\)](#)

笹沼 崇 : ゆうき図書館 副館長

[L報告資料\(pdf\)](#)

船見 康之 : 潮来市立図書館 長

[L報告資料\(pdf\)](#)

前田 洋一 : 公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団武蔵野プレイス事業部 長

[L報告資料\(pdf\)](#)

嶋田 学 : 瀬戸内市教育委員会新図書館開設準備室長

[L報告資料\(pdf\)](#)

15:15

休憩

15:30

意見交換（質疑応答含む）

上記報告者5名

花井 裕一郎 : NPO法人オペリズム設立準備室 代表, 前小布施町立図書館 長

杉本 重雄 : 筑波大学知的コミュニティ基盤研究センター長・図書館情報メディア系 教授

[L報告資料\(pdf\)](#)

吉田 右子 : 筑波大学図書館情報メディア系 教授

[L報告資料\(pdf\)](#)

市川 恵理 : 筑波大学図書館情報メディア系 准教授

17:30

閉会

登壇者詳細情報

会場アクセス

筑波キャンパス春日エリア(春日キャンパス)は、つくば駅（A1, A2出口）・つくばセンターから徒歩で約10分です。



参加申込

-----参加申込受付終了-----
多数のご参加ありがとうございました

参加ご希望の方は、
氏名（ふりがな）、所属、連絡先メールアドレス
をご記入の上、下記メールアドレスまでお申し込みください。
kp-lib@slis.tsukuba.ac.jp
「公共図書館のこれからのを考えるワークショップ事務局」あて
※注 @は半角に直してください

申込にあたっての注意事項

- ・先着順とし、定員に達しましたら締め切らせて頂きます。
- ・ご記入いただいた個人情報は、本事業のみに使用します。
- ・本事業の写真を、主催者が作成する報告書、広報資料に使用する場合がありますので、ご了承の上ご参加下さい。

参加にあたっての注意事項

- ・写真撮影、録音および録画はご遠慮ください。
- ・喫煙はご遠慮ください。
- ・当日、講義棟は立入禁止となっています。立入禁止区域には絶対に入らないでください。
- ・大学図書館をご利用いただく場合には、所定の入館手続きが必要となります。

筑波大学附属図書館：学外者の方へ



公共図書館のこれからを考えるワークショップ ～知の交流・創造・発信を楽しみ、元気なコミュニティを育む知的広場～

図書館で働く方、図書館のことを研究されている方・学ぼうとしている方
その他図書館に関心がある方どなたでも参加いただけます

報告者等

- **山崎博樹**
秋田県立図書館副館長
- **笹沼崇**
ゆうき図書館副館長
- **船見康之**
潮来市立図書館長
- **前田洋一**
公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団武蔵野プレイス事業部長
- **嶋田学**
瀬戸内市教育委員会新図書館開設準備室長
- **花井裕一郎**
NPO 法人オプセリズム設立準備室代表、前小布施町立図書館長

会場

筑波大学春日エリア
情報メディアユニオン内

事前申込制
参加費無料

詳細は web をご覧ください

ワークショップ詳細・参加申込・会場案内はこちら
<http://kc.tsukuba.ac.jp/symposium/kpw2013.html>



写真提供：ゆうき図書館

後援：茨城県図書館協会

主催：筑波大学 知的コミュニティ基盤研究センター 図書館情報メディア系



武蔵野市立ひと・まち・情報創造館 武蔵野プレイス 視察報告

訪問日 2012年12月13日（木）14時～16時
訪問者 図書館情報メディア系教授 平久江祐司
図書館情報メディア系准教授 市川恵理

1. 施設概略

- ・平成23年7月にオープン。武蔵野駅南口の駅前に設置。
- ・敷地面積2,166.20m²，建築面積1,571.47m²，延床面積9,809.76m²，地上4階，地下3階
- ・武蔵野市は面積10.73km²の小さな市。人口13万5千人。施設整備は，市に1つあればよいもの，駅ごとに整備するものに区分しており，図書館は，駅ごとに整備する施設として位置づけられている。

2. 武蔵野プレイスの4つの機能について

図書館機能，生涯学習支援機能，青少年活動支援機能，市民活動支援機能の4つの機能を有しており，これらが連携・融合し合うようなオープンで多様なコミュニケーションの場となることを目指している。

○図書館機能

- ・武蔵野市立図書館分館として整備。
- ・情報の信憑性と鮮度の両方を確保できることから雑誌収集を重視し，600タイトル配置。閉架書庫が無いため保存年限は短い。（3分の2は1年間，他に3年と6ヶ月がある）
- ・児童コーナーでは，学校にも家にもいられない子が一日過ごしていることもある。様子を見守りながら話しかけたりして，少しずつ打ち解け始めている子もいる。状況によっては，児童相談所に引き継ぐことも考えているが，今のところそこまでのケースはない。「学校に行きなさい」とは言わないようにしている。
- ・郷土史コーナーでは，施設建設前の周辺の写真の展示，語り部の語りを集めた本，ガイドブック，地図，雑誌，行政資料，その他武蔵野に関する一般図書など様々な資料を展示している。

○生涯学習機能

- ・地域の教育機関や企業との連携による講座・事業の企画・運営や，学習スペースの提供を行っている。
- ・市（武蔵野プレイス）が運営する「武蔵野地域自由大学」では，4大学（亜細亜・成蹊・日本獣医・武蔵野大学）の正規科目履修，自由大学講座，五大学（4大学+東京女子大学）教授による連続講座・講演会，武蔵野市寄付講座を実施している。
- ・ワーキングデスクやスタディコーナー（個人での学習スペース），会議室やフォーラム（団体用）を整備

○市民活動支援機能

- ・市民グループからの相談対応や説明会を実施している。
- ・開館から1年半ということもあり，250の登録団体があるがほとんどが趣味の仲間で，発展途上。

NPO 法人格を取得する方法等のテーマで外部講師を招いて説明会を実施したり、他のグループの紹介などを行っている

- ・登録団体には、自由に使えるファイルを提供するとともに、ファイル専用棚を設けている。ファイルの中身は、メンバー募集案内やイベントの広報チラシ、活動記録など様々で、団体の情報発信のツールとなっている。誰でも閲覧できる。ファイルの設置期限は特に定めていない。登録団体にはメールボックスとロッカーも提供している。利用期間は1年間。
- ・ホームページ上に、登録団体一覧を掲載。団体によっては、そこからリンクを張って、自分たちの活動を広報している。
- ・打ち合わせ用スペース（机と椅子）も用意

○青少年活動支援機能

- ・青少年が気軽に立ち寄れる「居場所」づくりを趣旨とし、地下2階に、青少年が気軽に利用できるフリースペース「ティーンズスタジオ」を整備。通路を除き、19歳以下の青少年のみ立入可能。おしゃべりや飲食OKで、自由に過ごしている。
- ・このほか、青少年活動支援として、サウンドスタジオやパフォーマンススタジオ、クラフトスタジオも整備。

3. 施設の特徴

- ・図書館機能が複数のフロアに分散している点の特徴。つまり、各フロアとも複数の機能が併設されている。図書館に来たことをきっかけとして様々な活動を見てもらい、活動への参画へとつなげていきたいとの考えに基づいてこのような造りになっている。活動の様子がよく見えるよう、会議室等の壁はガラス張りになっている。
- ・省力化を図るため、貸出・返却、スタディコーナーの利用券発券など機械化している。

1階 エントランスホール、貸出・返却、ギャラリー、マガジンラウンジ、カフェ、

- ・ICタグでどの本がどこにあるかすぐに検知できるため、返却棚の本も貸し出し可能。
- ・カフェは外部委託。プロポーザルで決定した。条件は、武蔵野プレイスの趣旨を理解した事業展開と、自主企画による地域の居場所づくりの取組を行うこと。
- ・自主企画として、月1回『トーキングアバウト』というイベントを実施。お気に入りの映画・本・旅についてそれぞれ紹介し合うイベント。

2階 児童図書エリア、テーマライブラリー（生活関連図書）

- ・子どもは児童書を、母親は実用書を読むといった利用者が多く、親子で一緒に来てそれぞれ楽しんでいる。
- ・児童書エリアには、靴を脱いで上がる「お話しの部屋」がある。隣接して授乳コーナーや子供用トイレが設置されており、乳幼児の親には大変ありがたい。

3階 市民活動用ワークラウンジ、プリント工房、スタディコーナー、事務室

- ・スタディコーナーでは、図書カードを持っている人に限って、3時間まで使用できる
- ・市民活動用のワークラウンジ内に、登録市民団体用のファイル棚やメールボックス等が設置されている。

4階 フォーラム, ワーキングスペース

- ・ワーキングスペースは、オフィスワーカー向けのワーキングデスクを配置。有料。4時間まで利用可。無線LAN配備。
- ・フォーラムでは、講座や講演会、映画会などが開催されている。

地下1階 メインライブラリー

地下2階 アート & ティーンズライブラリー, スタジオラウンジ, オープンスタジオ, サウンドスタジオ, パフォーマンススタジオ, クラフトスタジオ

地下3階 駐車場

3. 管理運営に関して

- ・指定管理者である「公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団」が管理・運営に当たっている。全館を一体的かつ効率的に管理運営するため、指定管理者は1者である。
- ・職員は全体で70名。うち嘱託職員が51名。正規職員が19名。
嘱託51名のうち、図書館担当34人、生涯学習担当6人、市民活動担当5人、青少年担当5人。(←1人合わない) 2シフト制で動いている。その他アルバイトが20名。
- ・正規職員は事業団プロパーが6～7名。市からの派遣は館長副館長含めて12名で、うち7人が図書館に配属されており、7人とも市立図書館勤務経験者。将来的には、市からの派遣はすべて引き揚げることになっている。
- ・職員は、4つの機能に対応した担当に分かれて配属され、通常は各担当の仕事をしているが、イベントやプロジェクトを実施する際には、各部署の職員が共同で行う。現在、全館型事業として展開している「プレイスフェスタ」は、全職員が一体となって当たっている。
- ・事業団での募集・採用は、事業団が独自に行っている。図書館職員を公募する際には、「司書資格があればなお可」と示している。市民活動支援の担当職員を公募する際には、経験を重視している。
- ・館長は市の部長級。副館長は課長級。
- ・所管は教育委員会。市では、青少年と市民活動の担当課はいずれも首長部局だが、プレイスは教育施設として位置づけられており、教育委員会が所管。
- ・係長以上の会議が月に1回開催され、その場で新たな企画を提案し、実施を決める。生涯学習担当がこれまでのバックボーンを持っているので、企画案を出すことが多い。図書館から企画したのは、ギャラリーでコンサートの開催。

4. 他機関との連携について

- ・主に生涯学習分野において、企業・大学のボランティアサークルとの連携がある。これまでの活動としては、青少年にボランティア活動を紹介したり、JR武蔵境駅の駅長を招き、講義を行った後にバックヤードツアーを行った。最近では三鷹の国立天文台の教員が、普及活動として小中高校生対象に天文教室を行った。
- ・ボランティアグループが活動を紹介するボードも設置している。
- ・連携機関とはコンソーシアム契約をしている。声をかけてくれたところと契約している。契約主体は事業団となっている。指定管理の契約書に「再委託できる」との規定があり、それを根拠として

契約を行っている。

5. 武蔵野プレイス設置の経緯

- ・建設地は、元々は農林省食料倉庫跡地だった。市への払い下げ要望を平成48年から開始し、平成10年度によりやく取得が完了した。平成10年度に農林省に提出した跡地利用計画に基づいて、建設・運営がなされている。
- ・跡地利用計画の検討は、市議会の特別委員会や計画策定委員会等において行われた。このほか、武蔵野市民でもある西尾勝先生のご意見が強く反映されている。
- ・平成21年1月着工、平成23年1月竣工、平成23年7月オープン。
- ・年間70万人の利用を想定していたが、実際には、1年目は140万人が利用し、2年目も落ちていない
- ・施設建設費は、土地購入も含めて70億円。まちづくり交付金を活用した。

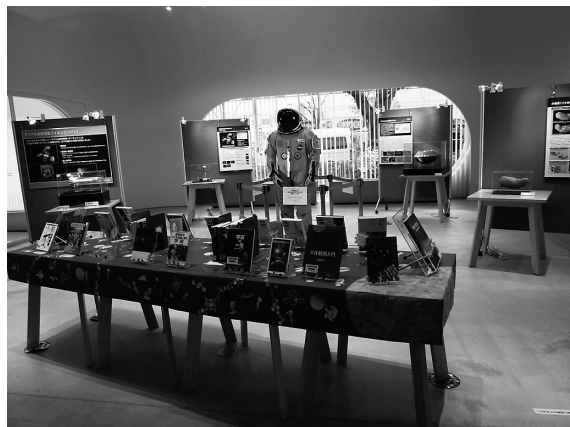
6. 感想

- ・平日にも関わらず大変にぎわっており、数えたところ2分間で入館者（職員等除く）14名、退出者9名であった。市民が自分の時間を楽しむためにふらっと訪れ、思い思いに過ごす中で、無意識のうちに多様な形態の情報（図書、雑誌、掲示物、インターネット、会話、集会、グループ活動の様子など）に触れられる施設である。向上心を刺激し、一人一人が活力ある地域をつくる力となることを促す力を持った空間であると感じた。
- ・4つの機能の連携について、イベント等では連携体制が取られているが、日常業務でのつながりがよく見えなかった。例えば、図書館でのレファレンスと市民活動支援をつなげることにより、機能間での人の循環をもっと促していけるのではないかと思う。
- ・市民の情報発信のツールとしては、①市民活動支援コーナーの団体ファイル・ホームページでの紹介、②地域の語り部による語りを集めた冊子の展示、③グループ活動をPRする掲示板の設置 といったところか。
- ・施設の構成が斬新であるため、図書館としては使いにくいとの声もあるとのこと。また、閉架書庫も無いことなど、分館だからこそ実現可能であった面も多いと考えられる。

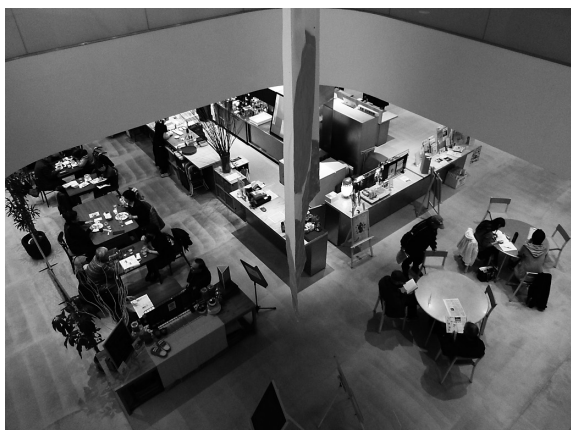
文責市川



3階市民活動情報コーナー・団体ファイルコーナー



1階 ギャラリー（このときは「宇宙」がテーマ）



1階 カフェ



地下1階 展示「武蔵境いまむかし」



地下2階 アート&ティーンズライブラリー



地下2階 ティーンズスタジオ 多彩な主催イベントと関連書籍の展示

（写真撮影：平久江祐司教授）

図書館現職者のための体系的研修の試み
～上田女子短期大学「図書館職員学び直し講座」の場合～
(図書館流通センター図書館経営寄附講座・調査研究報告5)

著者 市川 恵理

発行日 平成 25 年 3 月 29 日

発行者 筑波大学大学院 図書館情報メディア研究科

図書館流通センター図書館経営寄附講座

〒300-8550 茨城県つくば市春日1-2

Tel 029-859-1053 Fax 029-859-1162

<http://www.slis.tsukuba.ac.jp/grad/>
